

## 第2章 全国の公営住宅におけるペット飼育の状況

### 2-1 集合住宅（民間・公営）におけるペット飼育の概況

#### 1 ペット飼っていない理由

資料：「動物愛護に関する世論調査」（平成22年度、内閣府）

内閣府では、平成22年度に、動物愛護についての国民の意識を把握し、動物愛護に関する施策の参考とするため、「動物愛護に関する世論調査」を実施した。この中で、ペットを飼っていない理由に関する設問があり、約25%の人が「集合住宅に住んでいるから」を理由に挙げている。

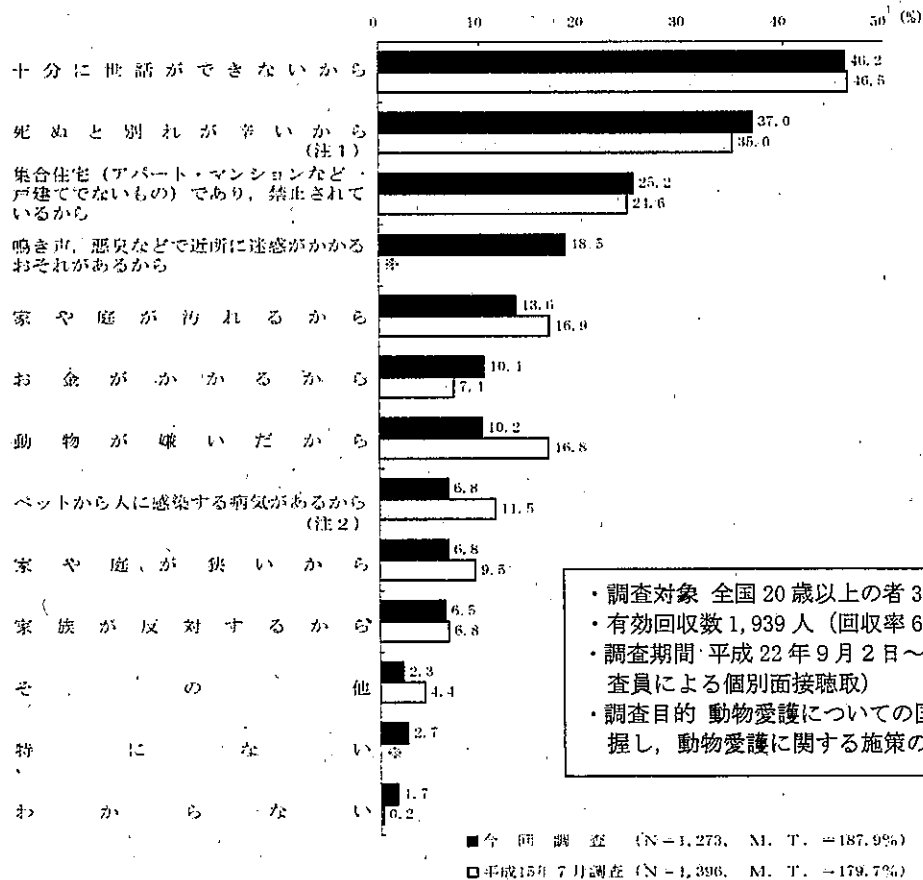
（ペットを「飼っていない」と答えた者（1,273人）に）

キ ペットを飼わない理由

（複数回答、上位4項目）

	平成15年7月	平成22年9月
十分に世話ができないから	46.5%	46.2%
死ぬと別れが辛いから	35.0%	37.0%
集合住宅（アパート・マンションなど）戸建てでないもの）であり、禁止されているから	24.6%	25.2%
鳴き声、悪臭などで近所に迷惑がかかるおそれがあるから	※	18.5%

（ペットを「飼っていない」と答えた者に、複数回答）



・調査対象 全国20歳以上の者3,000人  
・有効回収数1,939人(回収率64.6%)  
・調査期間 平成22年9月2日～9月12日(調査員による個別面接聴取)  
・調査目的 動物愛護についての国民の意識を把握し、動物愛護に関する施策の参考とする。

(注1) 平成15年7月調査では、「死ぬとかわいそうだから」となっている。  
(注2) 平成15年7月調査では、「ペットから移る病気になるから」となっている。

※ 調査をしていない項目

## 2 マンションにおけるペット禁止の状況

資料：「平成30年度マンション総合調査」（国土交通省）

「平成30年度マンション総合調査」において、「犬、猫等ペットの飼育ルール」の設問があり、選択肢としてペット飼育を「禁止している」がある。調査の概要と、当該設問の調査結果は次の通りである

### (1) 調査目的

マンション管理に関し、これまでに講じられてきた施策の効果の検証、必要となる施策の提示を行うための基礎的な資料を得ることを目的として、マンションの管理状況、マンション居住者の管理に対する意識等を調査した。

### (2) 調査方法等

アンケート調査による。

ア 調査地域：全国

イ 調査実施期間：平成30年11月～12月

### (3) 調査対象：

①管理組合向け調査 4,200 管理組合

②区分所有者向け調査 8,400 区分所有者

### (4) 調査方法

#### ①管理組合向け調査

（一社）マンション管理業協会会員各社を通じ配布及び（公財）マンション管理センター登録管理組合名簿より無作為抽出し配布。自主管理型は約10%

#### ②区分所有者向け調査

①のマンションについて、理事長及び1名の区分所有者／マンションを調査対象

### (5) 回収状況

回収率（回収数）

管理組合 40.2% (1,688 件)

区分所有者 38.2% (3,211 件)

### (6) 「犬、猫等ペットの飼育ルール」の設問の集計結果（次ページ参照）

犬、猫等ペットの飼育ルールでペットを「禁止している」割合は、全体の40.3%となっている。

しかし、建築年代別にみると、平成11年までは約6割以上が禁止していたが、その後は減少し、平成27年以降は1棟（1.3%）のみとなっている。最近建築されたマンションでは、ほぼすべてのマンションがペット可ということ状況になっている。

下表は、犬、猫等ペットの飼育ルールについてみたものである。

全体では、「種類・サイズ・共用部分での通行形態等を限定し、認めている」が49.3%と最も多く、次いで「禁止している」が40.3%となっている。

完成年次別では、平成11年までは「禁止している」が過半数であったが、平成12年以降は「種類・サイズ・共用部分での通行形態等を限定し、認めている」が過半数となっている。

### 犬、猫等ペットの飼育ルール

(上段：回答数、下段：%)

		合計	禁止している	種類・サイズ・共用部分での通行形態等を限定し認めている	全面的に認めている	規則はない	不明
合計		1,688	680	832	70	65	41
		100	40.3	49.3	4.1	3.9	2.4
完成年次別	昭和44年以前	21	15	4	1	1	—
		100	<b>71.4</b>	19.0	4.8	4.8	—
	～昭和49年	90	50	31	4	4	1
		100	<b>55.6</b>	34.4	4.4	4.4	1.1
	～昭和54年	114	61	41	1	10	1
		100	<b>53.5</b>	36.0	0.9	8.8	0.9
	～昭和59年	107	70	29	5	2	1
		100	<b>65.4</b>	27.1	4.7	1.9	0.9
	～昭和元年	127	74	38	3	10	2
		100	<b>58.3</b>	29.9	2.4	7.9	1.6
	～平成6年	212	135	57	4	13	3
		100	<b>63.7</b>	26.9	1.9	6.1	1.4
	～平成11年	226	144	56	6	15	5
		100	<b>63.7</b>	24.8	2.7	6.6	2.2
	～平成16年	265	81	161	13	5	5
		100	30.6	<b>60.8</b>	4.9	1.9	1.9
	～平成21年	252	14	212	22	1	3
		100	5.6	<b>84.1</b>	8.7	0.4	1.2
～平成26年	123	4	111	4	1	3	
	100	3.3	<b>90.2</b>	3.3	0.8	2.4	
平成27年以降	78	1	69	4	—	4	
	100	1.3	<b>88.5</b>	5.1	—	5.1	
不明	73	31	23	3	3	13	
	100	42.5	31.5	4.1	4.1	17.8	

## 2-2 ペット飼育可の公営住宅等の事例

### 1 松本市

#### (1) ペット飼育可の市営住宅の状況

松本市営住宅の概要とペット飼育が可能な住宅は以下の通りである。

表 松本市営住宅の概要とペット可の住宅

番号	団地名	位置	建設年度	戸数	常時募集	ペット可
1	元町	元町 3-2	S62~S63	32		
2	南松本	南松本 1 丁目	S46~H8	165	○	
3	芳野町	芳野 4-3	H11	18		
4	中原	美須々 3 丁目	S33	15		
5	石芝	石芝 3-15	S63~H4	108		
6	寿田町	寿北 7-6	S50~S62	261	○	
7	豊丘	寿北 7-23	H9~H14	130		
8	二子	笹賀	S41~S57	220	○	
9	寿	寿台 1 丁目、3 丁目、8 丁目	S43~H20	767	○	
10	野溝	野溝西 2-7	S51~S52	136	○	
11	岡田	岡田町	S53	24	○	
12	南松本西	南松本西 2-2	S53	25	○	
13	島内	島内	S54	96	○	
14	竹湊	寿北 8-22	S55~S63	138	○	
15	南松本南	芳野 13	S57~S60	102		
16	埋橋	埋橋 1-9	S59	30		
17	南松本東	南松本 1-12	S60	30		
18	出川	出川町 21	S61	60		
19	浅間南	浅間温泉 1-8	S63~H2	122		
20	小宮	島内	H3~H5	102		
21	元町上	元町 3-2	H5~H6	48		
22	大手	大手 3-8-1	H13	8		
23	駅北	中央 1-1-1	H14	25		●
24	会田	会田 552	S52	4		●
25	中川	中川	S52~S58	8	○	●
26	錦部	刈谷原	S53~S58	16	○	●
27	五常	五常 4889	S57	2	○	●
28	七嵐	刈谷原町 941-1	S58	1	○	●
29	上郷	会田	H1~H3	6	○	●
30	井刈	五常 7307-9	H5	2	○	●
31	西宮	五常 4436-12	H6	4	○	●
32	取出	取出 625-4	H6	4		●
33	大示川	奈川	S63~H2	6	○	●
34	小原	奈川 2272-1	H8	2	○	●
35	野沢	安曇	S60~S61	9	○	●
36	横沢	梓川倭	H12~H13	19		
			合計	2,745		※89 戸 (3.2%)

資料：「住宅マスタープラン（平成 23 年 3 月）」（戸数は平成 21 年 4 月 1 日現在）、「ペット可」は「松本市営住宅等ペット飼育取扱要綱」（令和 5 年 10 月現在）、「常時募集」は松本市 HP（令和 5 年 10 月現在）

※各団地の住戸のうちのペット可住戸数は不明であるが、全住戸が可とした場合の合計個数。割合は全団地住戸数に対する割合。

## (2) ペット飼育に関するルール等

松本市においては、ペット飼育に関するルール等として、以下の通り「松本市営住宅等ペット飼育取扱要綱」を定めている。

### 松本市営住宅等ペット飼育取扱要綱

平成 15 年 3 月 14 日

告示第 72 号

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、松本市営住宅、松本市特定公共賃貸住宅及び松本市営特定目的住宅においてペットを飼育しようとするときの取扱いについて、松本市営住宅条例(平成 9 年条例第 35 号)、松本市特定公共賃貸住宅条例(平成 11 年条例第 46 号)、松本市営特定目的住宅条例(平成 17 年条例第 67 号)、松本市営住宅条例施行規則(平成 9 年規則第 49 号)、松本市特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成 11 年規則第 45 号)及び松本市営特定目的住宅条例施行規則(平成 17 年規則第 52 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (飼育できる住宅)

第 1 条の 2 別表に掲げる住宅(以下「住宅」という。)の入居者は、住宅においてペットを飼育することができる。

#### (飼育できる動物)

第 2 条 住宅の入居者(以下「入居者」という。)は、住宅において、次に掲げる種類の動物をペットとして飼育することができる。

- (1) 犬
- (2) 猫
- (3) 小動物(うさぎ、モルモット、ハムスター、りす及びフェレットをいう。以下同じ。)
- (4) 小鳥及び魚類

2 入居者は、住宅において、前項の動物を業を目的として飼育してはならない。

3 松本市営住宅松本駅北団地(以下「駅北団地」という。)の入居者は、犬又は猫のいずれか 1 頭を飼育することができる。

4 前項の犬又は猫は、成犬時又は成猫時の体重が約 10kg 以下で入居者が抱きかかえられる程度以下の大きさで市長が認めたものとする。

5 第 1 項第 3 号の小動物並びに同項第 4 号の小鳥及び魚類は、入居者が一人で持ち運びができるかご又は水槽で飼育できる数及び大きさとし、駅北団地においては、当該かご及び水槽の数は、1 住戸につき各 1 個とする。

6 第 1 項第 1 号又は第 2 号の犬又は猫と同項第 3 号の小動物及び同項第 4 号の小鳥及び魚類は、併用して飼育することができる。

#### (義務)

第 3 条 住宅の飼育者(以下「飼育者」という。)は、住宅の他の入居者(以下「他の入居者」という。)及び近隣住民の生活を尊重し、快適な生活環境の維持向上を図らなければならない。

2 飼育者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)、松本市ポイ捨て防止

等及び環境美化に関する条例(平成 13 年条例第 3 号)その他関係する法令等に定められた動物の飼い主の義務を遵守すること。

- (2) この要綱、並びに市長の定める事項及び及び指導を遵守すること。
- (3) 動物の習性、本能等を理解するとともに飼育者としての責任を自覚すること。
- (4) ペットを自己の責任において飼育し、自己の都合により遺棄してはならないこと。  
(飼育者の心得)

第 4 条 飼育者は、次に掲げる事項を遵守し、ペットを適正に飼育するものとする。

(1) 基本的事項

- ア 駅北団地において飼育するペットは、住宅の室内(以下「住戸」という。)で飼育することとし、ペットを自由に外出させ、又はベランダにおいて飼育し、若しくは放置をしないこと。
- イ ペットの鳴き声やふん尿等により近隣へ迷惑をかけないこと。
- ウ ふん尿は適切に処理をすること。
- エ 駅北団地において飼育するペットの食事及び排泄等は、住戸で行うこと。
- オ ペットは常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止及びペットの健康管理に努めること。
- カ ペットの飼育に当たり施設及び設備に汚損、破損、傷害等が発生したときは、その原状回復、損害賠償その他の責任を負うとともに、誠意をもって解決を図ること。
- キ 地震、火災等の非常災害時には、ペットが他の入居者等に危害を及ぼさないように留意するとともに、ペットの保護に努めること。
- ク ペットが死亡したときは、適切な処置を行うこと。

(2) 他の入居者及び近隣住民への配慮事項

- ア 住戸以外の場所においてペットの手入れ又はケージ、ブラシその他の飼育用具等の清掃(以下「ペットの手入れ等」という。)及びトイレ用の砂の乾燥をしないこと。
- イ、ペットの手入れ等を行うときは、窓等を閉め、毛及び羽等の飛散を防止し、汚物は適切に処理すること。
- ウ ペットが住戸以外の場所で排泄等をしたときは、ふんを持ち帰り、汚れた場所及び排泄物を適切かつ衛生的な方法により清掃し、消臭し、又は処理すること。
- エ 住戸以外の場所においては、ペットをリードで結び、又はケージに入れることとし、ペットの行動を制御できるようにすること。

2 飼育者のうち犬又は猫を飼育する者は、前項に定める事項のほか、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 必要なしつけを行うこと。
- (2) 健康診断を定期的に受診し、各種伝染病の予防接種を受けるよう努めること。
- (3) 共同施設を使用するときは、リード又はケージを使用するとともに、匂い付け行動等を防止するため抱きかかえること。
- (4) 繁殖制限のため避妊又は去勢手術措置を講ずるよう努めること。
- (5) 犬については、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による登録を受け、同条第 3 項の規定による鑑札を着け、及び同法第 5 条第 1 項の規定による予防接種を受けさせること。
- (6) 犬については、飼い主の指示に速やかに従うようしつけを行い、特に、飼い主以

外の者や他のペットに対し威嚇行動や攻撃行動に出ないように、留意すること。

(7) 猫については、名札、首輪、マイクロチップ等を装着することにより、逃げだしたときの発見を容易にするよう努めること。

(市長の行う措置)

第5条 市長は、住宅において第2条の規定に違反して動物を飼育している者に対して必要な指導を行う。

2 市長は、飼育者がこの要綱に違反したとき又は飼育者が飼育するペットが近隣へ迷惑を及ぼしたときは、当該飼育者に対し必要な指示若しくは指導又は警告を行う。

(確認書の提出)

第6条 住宅においてペットを飼育しようとする者は、市長に対し確認書(様式第1号)を提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成15年3月15日から施行する。

附則(平成25年3月29日告示第158号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）松本市長

住所

団地名 市営住宅 団地 号

入居者氏名

電話番号

確 認 書

私は、松本市営住宅の入居に際し、松本市営住宅等ペット飼育取扱要綱の内容を確認しました。

私が飼育するペットは次のとおりです。

なお、この要綱は守らないときは、松本市長からいかなる処分等を受けても一切不服申し立てをいたしません。

また、狂犬病予防法に基づく登録情報等調査のため、閲覧することを承諾します。

飼育するペット	
名前	
種別(注1)及び性別	( 犬 ・ 猫 ) ( 雄 ・ 雌 )
年齢	歳 (生年月日: 年 月 日)
体高(注2)及び体重	体高:約 cm、体重:約 kg
犬の場合(注3)	
狂犬病予防法に定める鑑札に記載の年度及び番号	年度 第 号 (鑑札から転記してください。)
狂犬病予防注射剤票に記載の年度及び番号	年度 第 号 (最新の接種に係るものから転記してください。)
備考	

※飼育するペットの全身を写した写真を添付してください。

注1 種別について犬猫種もわかる場合は記入してください。

注2 体高とは、キ甲（顎の直後にある方の最高点）から地上までの垂直の長さをいいます。

注3 狂犬病予防接種が済んでいないときは、獣医師の所見書又は獣医師が発行する狂犬病予防接種実施猶予証明書等の写し及び狂犬病予防接種の処置ができていない事項に関する契約書を添付してください。



## 2 仙台市

### (1) ペット飼育可の市営住宅の状況

仙台市営住宅の概要とペット飼育が可能な住宅は以下の通りである。

ペット飼育可の住宅は、すべて復興公営住宅として建設されたものであり、「入居意向調査」結果に基づき、市内にバランスよくペット可の住宅が建設された。

表 仙台市営住宅の概要とペット可の住宅

番号	団地名	位置	建設年度	戸数	復興公営住宅	ペット可
1	北六番丁市営住宅	青葉区柏木二丁目	H23	50		
2	小松島市営住宅	青葉区高松3丁目	S49	120		
3	小松島第二市営住宅	青葉区小松島4丁目	S52	100		
4	川平市営住宅	青葉区川平3丁目	S54	360		
5	上原市営住宅	青葉区愛子中央3丁目	S51~54, H18~21, 25	229	○	
6	通町市営住宅	青葉区通町1丁目	H26	142	○	
7	霊屋下市営住宅	青葉区霊屋下19番	H25	33	○	●
8	霊屋下第二市営住宅	青葉区霊屋下12番	H27	88	○	
9	落合市営住宅	青葉区落合4丁目	H27	112	○	●
10	角五郎市営住宅	青葉区角五郎2丁目	S56	47	○	●
11	梅田町市営住宅	青葉区梅田町1番	H26	66	○	
12	小田原市営住宅	青葉区小田原4丁目	H26	58	○	
13	高砂(東)市営住宅	宮城野区福室5丁目	S61~H2	506		
14	高砂(西)市営住宅	宮城野区福室6丁目	H2~8	586		
15	鶴ヶ谷第一市営住宅	宮城野区鶴ヶ谷二丁目	H20~29	700		
16	鶴ヶ谷第二市営住宅	宮城野区鶴ヶ谷六丁目	S45~48, H24~25	1630		
17	小鶴市営住宅	宮城野区小鶴3丁目	S50~53	230		
18	幸町市営住宅	宮城野区幸町5丁目	S53, H24	357		
19	幸町第二市営住宅	宮城野区幸町3丁目	S56	100		
20	福田町第一市営住宅	宮城野区田子1丁目	S55	170		
21	福田町第二市営住宅	宮城野区田子3丁目	S56~60	180		
22	仙台駅東市営住宅	宮城野区小田原弓ノ町101番地	H4	60		
23	田子西市営住宅	宮城野区田子西1丁目	H24	176	○	●
24	田子西第二市営住宅	宮城野区田子西2丁目	H27	168	○	
25	幸町第三市営住宅	宮城野区幸町2丁目	H25	38	○	
26	燕沢市営住宅	宮城野区燕沢2丁目	H27	55	○	●
27	燕沢東市営住宅	宮城野区燕沢東2丁目	H25	63	○	
28	新田東市営住宅	宮城野区新田東2丁目	H26	35	○	
29	宮城野市営住宅	宮城野区宮城野2丁目	H27	88	○	
30	岡田市営住宅	宮城野区福室字平柳50番地	H27	10	○	
31	鶴ヶ谷第三市営住宅	宮城野区鶴ヶ谷八丁目	H27	17	○	
32	新寺小路市営住宅	若林区二軒茶屋4番	H3	46		
33	若林区営住宅	若林区若林4丁目	S55	120		
34	荒井市営住宅	若林区荒井7丁目	H14	50		
35	荒井東市営住宅	若林区荒井東2丁目	H24, 27	298	○	●
36	若林西市営住宅	若林区若林2丁目	H25	152	○	●
37	六丁の目西町市営住宅	若林区六丁の目西町2番	H25	115	○	●
38	中倉市営住宅	若林区中倉2丁目	H27	58	○	●
39	大和町市営住宅	若林区大和町5丁目	H25	103	○	
40	荒井第二市営住宅	若林区伊在2丁目	H25	34	○	
41	六丁の目中町市営住宅	若林区六丁の目中町8番	H26	43	○	●
42	御町市営住宅	若林区御町3丁目	H27	98	○	

番号	団地名	位置	建設年度	戸数	復興公営住宅	ペット可
43	荒井南市営住宅	若林区荒井南 30 番地	H27	75	○	
44	荒井南第二市営住宅	若林区荒井南 2 番地	H27	55	○	
45	六郷市営住宅	若林区六郷 14 番	H27	50	○	
46	荒井西市営住宅	若林区なないろの里 2 丁目	H27	14	○	
47	中田市営住宅	太白区中田 4 丁目	H7	30		
48	袋原市営住宅	太白区袋原字平淵 21 番地の 2	H11~15	274		
49	四郎丸市営住宅	太白区四郎丸字大宮 26 番地の 1	H5~10	405		
50	四郎丸東市営住宅	太白区四郎丸字落合 23 番地の 1, 字新田 91 番地の 1	H8~14	388		
51	太白市営住宅	太白区太白 2 丁目	S49~50	662		
52	郡山市営住宅	太白区郡山 6 丁目	S51, H24	335		
53	西中田市営住宅	太白区西中田 6 丁目	S51~52	446		
54	茂庭第一市営住宅	太白区茂庭台 4 丁目	S57~63	613		
55	鹿野市営住宅	太白区鹿野本町 1 番	H25	70	○	●
56	芦の口市営住宅	太白区芦の口 9 番	H 元	39	○	●
57	あすと長町市営住宅	太白区あすと長町 4 丁目	H25	163	○	
58	あすと長町第二市営住宅	太白区長町 6 丁目	H25	96	○	
59	あすと長町第三市営住宅	太白区諏訪町 2 番	H25	68	○	●
60	茂庭第二市営住宅	太白区茂庭台 1 丁目	H27	100		
61	向原市営住宅	泉区上谷刈字向原 3 番地の 2	H5	48		
62	天神沢市営住宅	泉区天神沢 1 丁目	S55~60	72		
63	泉中央南市営住宅	泉区泉中央南 12 番地の 8	H25	193	○	
			合計	11,887		※1,266 戸 (10.7%)

資料：「仙台市 HP」（令和 5 年 10 月現在）、なお、常時募集はない（令和 5 年 10 月現在）

※各団地の住戸のうちのペット可住戸数は不明であるが、全住戸が可とした場合の合計個数。割合は全団地住戸数に対する割合。



## (2) ペット飼育に関するルール等

仙台市におけるペット飼育に関するルール等は、「仙台市復興公営住宅の入居者募集方針」に以下の通り示されている。

### 仙台市復興公営住宅の入居者募集方針

#### 1 基本的考え方

復興公営住宅は、震災により住宅を失い、自力では住宅の確保が難しい世帯が、安全に安心して暮らしていただけるよう整備する低廉な家賃の公営住宅でありますことから、入居者の募集については、自力再建が困難な住宅困窮世帯が入居しやすい仕組みであることが必要です。

この観点から、復興公営住宅の入居者募集については、以下のとおり入居申込区分を設け、実施してまいります。

優先入居については、希望する住宅に抽選なしで入居できることを基本とし、優先順位による入居については、対象の世帯が市内いずれかの住宅に入居できるようにしてまいります。

また、コミュニティ入居については、震災前や応急仮設住宅におけるコミュニティのまとまりで入居いただけるようにするとともに、一般抽選については、住宅確保の配慮が必要な世帯が入居しやすく、様々な世帯構成の方がバランスよく入居できるよう、抽選優遇を行ってまいります。

なお、今後の応募状況により、必要に応じて、募集方針の見直しを行ってまいります。

(入居申込区分) (略)

#### 2 申込区分ごとの募集方法について

(1)～(4) 略

#### (5) 特別な住宅について

##### 【特別な住宅/ペットと一緒に入居できる住宅】

現在、ペットを飼育し、引き続き復興公営住宅においてペットと一緒に入居を希望する世帯については、特定の住宅を対象として、ペットと一緒に入居できることといたします。

##### ① 申し込みできる世帯

現在ペットを飼育しており、引き続き復興公営住宅でもペットと一緒に入居を希望する世帯

##### ② ペットと一緒に入居できる住宅

ペットと一緒に入居できる住宅は、入居意向調査における、ペットと一緒に入居を希望する住宅や世帯数を踏まえて、次の観点から、原則、以下の復興公営住宅といたします。

ア) 複数の棟数がある住宅のうちの1棟を基本に、または、ペット飼育のための周辺環境が整っている住宅

イ) 防災集団移転対象世帯の入居希望先に配慮しつつ、各方面にバランスよく配置するとともに、年次のバランスについても考慮

③ ペットの管理

ペットと一緒に入居される場合は、他の入居者の迷惑とならないよう、ペットの適切な管理のため、入居時にペットの管理協定を仙台市と結び、団地内のペット飼育世帯で構成される管理団体に入ることを要件とします。

④ 飼育できるペットの種類等

- ・飼育できるペットは、居室内で飼育することが可能な大きさで、仮設住宅等で飼育していたペットとします。(ただし、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)はこの限りではないものとします。)
- ・また、入居者の迷惑となるペットを飼育することはできません。
- ・飼育できるペットの種類は、犬、猫、小動物等(泣き声などにより、住民に迷惑や危害等の恐れのないもの)とします。
- ・なお、これらに該当しないペットとの入居申込みがあった場合は、(仮称)選考委員会において、そのペットと一緒に入居可能か判断するものとしたします。

⑤ 入居者の決定方法

入居者は申込み世帯の申込区分(優先入居、優先順位、コミュニティ入居、一般抽選)に応じ、それぞれの区分における入居者決定方法と同様の方法により入居者を決定します。

【特別な住宅/車いす住宅】

車いすで常時生活している方が安心して生活できるよう、住宅内外に段差解消や手すり等を備えた住宅です。

(以下、略)

### 3 塩竈市

#### (1) ペット飼育可の市営住宅の状況

塩竈市営住宅の概要とペット飼育が可能な住宅は以下の通りである。

ペット飼育可の住宅は、すべて復興公営住宅として建設されたものである。

表 塩竈市営住宅の概要とペット可の住宅

番号	団地名	位置	建設年度	戸数	復興公営住宅	ペット可
1	市営清水沢住宅	清水沢二丁目 23-1 他	S51	100		
2	市営桜ヶ丘住宅	桜ヶ丘 6-1	S49~50	60		
3	市営東玉川住宅	東玉川 10-24	S49	20		
4	市営玉川住宅	玉川三丁目 7-18 他	S38	20		
5	市営大日向住宅	大日向町 8-1 他	H9~12	81		
6	市営新玉川住宅	母子沢町 1-1 他	H2~6	144		
7	市営新浜町住宅	新浜町二丁目 21-2 他	S47~49	72		
8	市営梅の宮住宅	字庚塚 1-1	H16~18	48		
9	市営庚塚住宅	松陽台二丁目 15-1 他	S53	30		
10	市営伊保石住宅	字伊保石 5 番地 2 他	H25	35	○	●
11	市営錦町住宅	錦町 24 番 11 他	H26	40	○	
12	市営浦戸桂島住宅	浦戸桂島字鬼ヶ浜 17 番地 5 他	H26	13	○	●
13	市営浦戸野々島住宅	浦戸野々島字河岸 48 番 1	H26	15	○	●
14	市営浦戸寒風沢住宅	浦戸寒風沢字寒風沢 3-5 他	H27	11	○	●
15	市営浦戸朴島住宅	浦戸野々島字朴島宅地 10-3	H27	5	○	●
16	市営清水沢東住宅	清水沢三丁目 24-1 他	H28	170	○	● 1 号棟 69 戸
17	市営錦町東住宅	錦町 24 番-1	H28	34	○	
18	市営北浜住宅	北浜四丁目 10 番 1 号	H28	31	○	
19	市営貞山通改良住宅	貞山通二丁目 6-9 他	S45~47	48		
20	サンコーポラス新清水沢住宅	清水沢三丁目 32 番	S63	80		
			合計	1,057		※148 戸 (14.0%)

資料：「塩竈市 HP」（令和 5 年 10 月現在） ※割合は全団地住戸数に対する割合。

#### (2) ペット飼育に関するルール等

塩竈市におけるペット飼育に関するルール等は、不明である。

#### 4 釜石市

##### (1) ペット飼育可の市営住宅の状況

釜石市においては、復興市営住宅のみペット飼育が可能となっており、概要は以下の通りである。

表 釜石市復興市営住宅の概要とペット可の住宅

番号	団地名	位置	建設年度	戸数	復興公営住宅	ペット可
1	上中島地区 I期			54	○	●
2	野田地区			32	○	●
3	花露辺地区			13	○	●
4	大石地区			3	○	●
6	箱崎白浜地区			9	○	●
7	上中島地区 II期			156	○	●
8	尾崎白浜地区			5	○	●
9	唐丹町片岸地区			4	○	●
10	小白浜地区 (長屋)			3	○	●
11	鶴住居地区 (日向)			30	○	●
12	小白浜地区 (集合)			27	○	●
13	荒川地区			8	○	●
14	本郷地区			12	○	●
15	箱崎地区 (横瀬)			4	○	●
16	室浜地区			7	○	●
17	大町1号			44	○	●
18	天神町			52	○	●
19	只越1号			33	○	●
20	大渡			27	○	●
21	只越2号			11	○	●
22	大只越1号			14	○	●
23	大町4号			41	○	●
24	只越3号			19	○	●
25	只越4号			27	○	●
26	大町2号			29	○	●
27	大町3号			34	○	●
28	大町5号			24	○	●
29	浜町			31	○	●
30	大只越2号			22	○	●
31	只越5号			22	○	●
32	箱崎地区 (上前)			430	○	●
33	箱崎地区 (野川前・前田)			10	○	●
34	桑ノ浜地区			17	○	●
35	根浜地区			8	○	●
36	片岸町地区 (戸建)			10	○	●
37	鶴住居中心部 (集合1号)			18	○	●
38	鶴住居中心部 (集合2号)			32	○	●
39	鶴住居中心部 (戸建①)			43	○	●
40	鶴住居中心部 (戸建②)			14	○	●
41	鶴住居中心部 (戸建③)			22	○	●
42	両石地区 (戸建①)			9	○	●
43	両石地区 (戸建②)			13	○	●
			合計	1,423		1,423 (100%)

資料：「釜石市復興公営住宅の整備状況」(平成30年12月21日現在) ※割合は全団地住戸数に対する割合。

## (2) ペット飼育に関するルール等

釜石市におけるペット飼育に関するルール等は、「釜石市復興市営住宅ペット飼育要綱」(平成 26 年 3 月 11 日、告示第 65 号)に定められている。

### 釜石市復興市営住宅ペット飼育要綱

平成 26 年 3 月 11 日

告示第 65 号

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、ペットが飼い主の心の支えの一助となることに鑑み、復興市営住宅の室内(以下「住戸」という。)において、入居者がペットを飼育する場合に、他の居住者や近隣住民等の生活を尊重し、良好な生活環境の維持向上を図るため必要な事項を定めるものとする。

#### (飼育できる住宅)

第 2 条 ペットを飼育できる住宅は、この要綱の告示日以後新たに整備される戸建住宅及び集合住宅とする。ただし、集合住宅については、新たに整備される団地ごとに定める範囲内の住戸のみとする。

#### (飼育できるペット)

第 3 条 飼育できるペットは、小鳥及び魚類(金魚等)のほか、次に掲げるもののうち概ね合計 10kg 以内でケージ等に入れて持ち運びができるものとする。なお、もとより、身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 2 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬は、飼育可能である。

- (1) 犬
- (2) 猫
- (3) 小動物(ウサギ、ハムスター等をいう。)

#### (飼育の届出)

第 4 条 ペットのうち犬又は猫の飼育をしようとする入居者は、あらかじめ市長へ飼育届出書(様式第 1 号)により届け出なければならない。

2 前項の飼育届出書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) この要綱の規定を遵守する誓約書(様式第 2 号)
- (2) 犬を飼育する場合にあつては、狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 4 条に規定する登録及び同法第 5 条に規定する予防注射を受けたことが確認できるもの。ただし、入居時に既に飼っている場合で、書類を添付できない場合は、1 年以内に予防接種を受ける旨の誓約書
- (3) 猫を飼育する場合 避妊又は去勢の手術を受けていることを証するものの写し。ただし、入居時に既に飼っている場合で、書類を添付できない場合は、1 年以内に避妊又は去勢の手術を受ける旨の誓約書

#### (届出済証)

第 5 条 前条の届出があつた場合、市長は、提出書類を審査して適当と認めるときは、前条の届出があつた者に届出済証(様式第 3 号)を発行するものとする。

2 前項の届出済証の発行を受けた者は、届出済証を玄関の見やすい場所に掲示するも



のとする。

(遵守事項)

第6条 飼い主は、常に次に掲げる事項を心がけるものとする。

- (1) 他の居住者及び近隣住民の生活を尊重し、良好な住環境の維持を図ること。
- (2) 飼い主としての責任を自覚し、ペットの習性、本能等を理解したうえで、しつけをする等飼育するペットとの適正な共生を図ること。
- (3) 法令等に定められた飼い主の義務を遵守すること。
- (4) この要綱及び市長の指示、指導を遵守すること。

2 飼い主は、ペットの飼育に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業を目的としてペットを飼育しないこと。
- (2) ペットの飼育に起因して、住宅、付帯施設若しくはこれらの敷地に汚損、破損が生じた場合又は他の居住者若しくは近隣住民等に危害を与えた場合若しくはアレルギーなど健康被害が生じた場合は賠償その他の責任を負うこと。
- (3) 鳴き声等の騒音や糞尿等の悪臭による近隣への迷惑の防止に努めること。
- (4) 住戸以外の場所で排せつした場合は、糞便を必ず持ち帰るとともに、衛生的に後始末を行うこと。
- (5) ペット及び住戸を衛生的かつ清潔にし、悪臭及び害虫の発生を防止すること。
- (6) ペットを連れて住戸の外に出る時は、敷地内ではケージに入れるかリードを装着の上抱きかかえる等、他の入居者への配慮を行うこと。
- (7) ペット同伴でのエレベータは、使用しないこと。
- (8) ペットの手入れ、ケージの清掃等は、自己の住戸以外の場所で行わないこと。また、その際は必ず窓を閉めるなど、毛や羽の飛散を含む迷惑を防止すること。
- (9) ペットのうち犬又は猫が死亡又は飼い主の都合により飼育をやめる場合は、遅滞なく飼育中止届出書(様式第4号)により市長に届け出ること。

(連絡会)

第7条 犬及び猫の飼い主は、第1条の目的のために団地又は棟ごとに共同して連絡会を設けるものとする。

2 連絡会は、会員相互間のコミュニケーションを通じ、飼育マナーの向上、犬及び猫の飼育に関する相談等に寄与するものとする。

(飼育者の責任等)

第8条 飼い主は、ペットの飼育に起因して、住宅が汚損又は破損したと市長が認める場合は、自己の負担で原状復旧するものとする。退去時に関する修繕についても同様に、ペットの飼育に起因すると市長が認めるものは、入居者の負担により原状復旧するものとする。

2 他の居住者等から苦情が出た場合は、誠意をもってその対応に当たらなければならない。

3 前項の対応に改善が見られない場合は、ペットの飼育禁止又は住宅の明渡しを求めることがある。

4 その他、市の方針に従わない場合は、住宅の明渡し及び損害賠償等の責任を負うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

ペット飼育届出書

年 月 日

釜石市長 あて

入居者 住 所  
復興住宅の名称  
氏 名

印

復興住宅でペットを飼育したいので、次のとおり申請します。

犬種・猫種	
毛 色	
性 別	オ ス ・ メ ス
体 重	Kg
名 前	
年 齢	歳
その他特徴等	

ペット飼育誓約書

年 月 日

釜石市長 あて

入居者 住所  
復興住宅の名称  
氏名

印

復興住宅でペットを飼育するにあたり、以下の事項を誓約いたします。

1 釜石市復興市営住宅ペット飼育要綱の規定を遵守します。

2 (1) か (2) いずれかを○で囲んでください。

(1) 犬を飼育する場合は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条に規定する登録及び同法第5条に規定する予防注射を受けたことが確認できるものをこの誓約書に添付して誓約します。ただし復興住宅に入居時すでに犬を飼っている場合で、上記に掲げる書類を添付できない場合には、1年以内に予防接種を受け確認書類を提出することを誓約します。また1年に1回、毎年予防接種を受けることを厳守します。

(2) 猫を飼育する場合は、避妊又は去勢の手術を受けていることを証するものをこの誓約書に添付して誓約します。ただし復興住宅に入居時すでに猫を飼っている場合で、上記に掲げる書類を添付できない場合には、1年以内に避妊又は去勢の手術を受け確認書類を提出することを誓約します。

様式第3号（第5条関係）

第 号

ペット飼育届出済証

ペットの区分

犬 猫

犬種・猫種

釜石市復興市営住宅ペット飼育要綱第5条の規定に基づき、  
この証を発行します。

年 月 日

釜石市長

印

様式第4号（第6条関係）

ペット飼育中止届出書

年 月 日

釜石市長 あて

入居者 住所  
復興住宅の名称  
氏名

印

復興住宅でのペットの飼育を中止したいので、次のとおり届出ます。

届出済証番号	
犬種・猫種	
性 別	オス ・ メス

## 5 大分市

### (1) ペット飼育可の市営住宅の状況

大分市営住宅の概要とペット飼育が可能な住宅は以下の通りである。

ペット可の住宅は、羽田 H14 住宅 10 戸のみ、10kg・50cm 以下の犬 1 匹を飼うことができる。

表 大分市営住宅の概要とペット可の住宅

番号	団地名	位置	建設年度	戸数	ペット可
1	大空	大津町 2 丁目	S56~S57	100	
2	東浜	東浜 2 丁目	S59~H6	177	
3	裏川	下郡 1721	S53~S54	210	
4	岩田	岩田町 3 丁目	H5	24	
5	田ノ浦	田ノ浦 2 組 2	H5	20	
6	大石町	大石町 1 丁目	S54~S55	36	
7	上田町	上田町 1 丁目	S51~S53	98	
8	畑中 56	畑中 5 丁目	S56	32	
9	畑中第 2	畑中 5 丁目	H1~2	105	
10	明礮	明礮町 2 丁目	H3	60	
11	庄の原	庄の原 2 組	H7	50	
12	下郡 62	加納 16 組	S62	40	
13	下郡 H6	下郡北 2 丁目	H6	53	
14	羽田	羽田	H4~H6	126	
15	萩原	萩原 4 丁目	S63	32	
16	東明野	明野北 4 丁目	S63~H2	216	
17	新川町	新川町 2 丁目	S49	20	
18	中の瀬	中の瀬町	H8~H13	386	
19	羽田 H14	羽田 509-1	H14	10	●
20	関園	関園	S40	20	
21	小池原	小池原	S49~S50	370	
22	明治北	小池原	S57~S61	290	
23	皆春	皆春	S63	16	
24	寺畑	鶴崎 2145-1	S55	40	
25	寺司	西鶴崎 2 丁目	H3	24	
26	東浦	東鶴崎 3 丁目	H5	30	
27	下徳丸 43	下徳丸 395-1	S43	19	
28	下徳丸 H7	下徳丸	H7	69	
29	猪野 H8	猪野 1427	H8	30	
30	高田 H11	下徳丸 86-4	H11	6	
31	北	大在北 3 丁目	S55	20	
32	浜	汐見 1 丁目	H4	20	
33	村田	政所 2108	H5	20	
34	坂ノ市	久原中央	H2~H3	56	
35	里	里 2416	S42	12	
36	里中	里 1032	S44	10	
37	日吉原 H9	浜中 12-25	H9	63	
38	国分	国分 1973	S41~H5	188	
39	下芹	市 561	S40	28	
40	敷戸	敷戸新町	S48~S51	310	

番号	団地名	位置	建設年度	戸数	ペット可
41	寒田	寒田南町	S51～S54	190	
42	小原	光吉	S53～S62	293	
43	大園	駕野	S52～S63	156	
44	敷戸北 H19	敷戸北町	H19～H21	94	
45	敷戸南 H23	敷戸南町	H23	70	
46	敷戸南 H29	敷戸南町	H29	40	
47	敷戸南 R1	敷戸南町	R1～R2	40	
48	花香	端登	S60～H5	14	
49	竹中	竹中 4891	S63～H1	10	
50	川床	中戸次	H4	32	
51	荒内	中戸次	S40	10	
52	西道条	中戸次	S44	8	
53	秋ノ江第 2	白木 290	S57～S63	48	
54	白木	白木 2417	S61	10	
55	馬場	馬場 669	H2～H5	50	
56	古宮	佐賀関 276	H7	12	
57	幸崎駅前	本神崎 281-3	H13	20	
58	佐賀関 H25	佐賀関 2331-1	H25	65	
59	小屋鶴 H27	野津原 2279-1	H27	45	
60	小屋鶴 H30	野津原 2281-15	H30	45	
			合計	4,688	※10 (0.2%)

資料：「大分市 HP」（令和 5 年 10 月現在） ※割合は全団地住戸数に対する割合。

(2) ペット飼育に関するルール等

大分市におけるペット飼育に関するルール等は、不明である。

## 6 大阪府

資料：平成 22 年度国土政策関係研究支援事業研究成果報告書「高齢化の進む建替団地での地域経営の可能性」（武庫川女子大学水野優子助教）

大阪府HP

### (1) ペット飼育可の府営住宅の状況

大阪府は、飼育者の増加に対し「一定のルールのもとで認めるほうが現実的」と判断し、2005 年から、団地や自治会単位で入居世帯の 8 割以上が同意したうえで、飼育ルールの策定、ペットクラブの結成などを条件に、既存の府営住宅でのペット飼育の解禁を行った。

これにより、計 380 団地のうち下表の 11 団地（9 団地・2 自治会）でペット飼育が認められた。

表 大阪府営住宅のペット可住宅

番号	団地名	位置	戸数	交通
1	茨木松ヶ本	茨木市松ヶ本	209	茨木駅徒歩 4 分
2	東大阪稲田	東大阪市稲田新町 1, 2	446	徳庵駅徒歩 6 分
3	牧野北	枚方市牧野北町	840	牧野駅徒歩 10 分
4	枚方牧野北	枚方市牧野北町	380	牧野駅徒歩 10 分
5	交野松塚	交野市松塚	210	郡津駅徒歩 4 分
6	門真北岸和田	門真市北岸和田 1	192	大和田駅徒歩 20 分
7	羽曳野野々上	羽曳野市野々上 5	331	藤井寺駅徒歩 20 分
8	狭山	大阪狭山市西山台 4	1440	金剛駅徒歩 1 分→バス 7 分
9	堺新金岡 2 丁 3 番	堺市北区新金岡町 2	195	新金岡駅徒歩 13 分
10	堺新金岡 2 丁 6 番	堺市北区新金岡町 2	194	新金岡駅徒歩 13 分
11	貝塚王子	貝塚市王子	100	二色浜駅徒歩 7 分

### (2) ペット飼育に関するルール等

大阪府におけるペット飼育に関するルール等は、不明である。



### (1) 金岡東・B団地建替事業提案競技の実施

賃貸住宅『SMALIO』を供給している大阪府住宅供給公社では、2050年の「公社がめざす将来像」とその実現に向けた方向性を描き示した『将来ビジョン2050～“住宅”供給公社から“生活”供給公社へ～』では、国際目標「SDGs（持続可能な開発目標）」の実現に向けて「暮らし」「まち」「社会」の3つの視点からこれから先の公社がめざす将来像を掲げ、新たな価値を創造しながら安全で安心な住まいの提供に努めていくとしている。

「金岡東団地」と「金岡東B団地」は、昭和40年より建設され、周囲には公園や緑道、小中学校などが近接し、居住環境の整った地域となっている。また、「金岡東団地」においては、公社でも数少ないペット飼育の可能な団地として運営してきたが、建設から55年以上が経過し、建物の老朽化や耐震性の問題を抱えるなど、現代の居住ニーズや住宅設備にも対応できない状況となっている。また、現在、新金岡地区では、公的賃貸住宅等の建替えなどを契機に、地区のポテンシャルを活かした「新金岡地区の住まいまちづくり基本方針」（平成31年4月）が堺市等により策定され、まちの魅力向上に向けた取り組みが進められている。

そこで、大阪府住宅供給公社では、ライフスタイルの多様化に対応し、若年世帯や子育て世帯などが安心して暮らせる住宅や、ペットとともに快適に暮らせるペット共生住宅の供給を行うこととし、さらに、緑豊かな居住環境やコミュニティ形成の促進、再生可能エネルギーの活用など、安全・安心で環境に配慮し、やすらぎを与える新しい公社団地の建設により「公社がめざす将来像」の実現を図ることとした。

これらを実現するため、民間事業者の持つ総合的な企画力をはじめ、設計・施工のノウハウやコスト低減等、技術力を十分に活かした意欲的な事業提案を期待し、「金岡東・B団地建替事業提案競技」を実施した。

#### 【事業提案に求めた点】

①ペットと暮らせる団地（ペット共生住宅）の実現にあたって、ペットとともに安心して過ごせる間取りや設備、仕様などの工夫

(例)

- ・ペットと飼い主が快適に生活できる間取り
- ・鳴き声などの騒音対策として住戸内の遮音性能の向上
- ・尿や吐き戻しによる悪臭がしみこまない工法や仕様
- ・ペットによる共用部の衛生環境の悪化を防ぐ仕様や設備、配置 など

②ペットを飼育する入居者と飼育しない入居者が屋外でも安心して過ごせる計画の工夫

(例)

- ・衛生的な環境でペットに負担にならない仕様と魅力ある遊び場となるドッグラン
- ・ドッグラン内において飼い主同士が交流しながらペットを見守る設備とスペース
- ・ペットが同行する際の通路は専用動線を確保するなど、安心してサブエントランスに入出入りできること など

## (2) 最優秀作品の概要

最優秀作品は、広場と動線を組み合わせた「せせらぎのにわ」を南北軸とし、敷地玄関口の「グリーンゲート」につながる広場と曲線で囲まれたドッグランを一体的な交流空間とする提案が特に評価された。また、一般住宅棟とペット共生住宅棟のエリア分けを明確にしつつ、住戸数や利便性を考慮して付属施設が配置されていました。これらが人とペットの暮らしやすさに配慮した計画として評価された。

作品の概要は、次の通りである。

Press Release 大阪府住宅供給会社 2022年9月21日

### 府公社初！人とペットが共生し、居心地の良いコミュニティが生まれる住宅 ～金岡東・金岡東B団地建替事業提案競技の最優秀作品決定～

大阪府内において公社賃貸住宅 SMALIO (スマリオ) を提供する大阪住宅供給公社 (本社：大阪府中央区、理事長：山本 譲、以下「公社」) は、老朽化が進む金岡東・金岡東B団地 (堺市北区、1965年築) の建替えにかかる事業提案競技を行い、この度、最優秀作品が決定しましたので、お知らせします。

今後は、2025年秋ごろの建物完成をめざし、工事に着手していきます。



建替後の外観



南北軸の動線を兼ねた広場「せせらぎのにわ」

公社は、本建替事業を通して、コロナ禍における住まい方や働き方の多様化に対応するとともに、若年層やファミリー層などが安心して暮らせる住宅の供給を行います。また、ZEH-M Oriented の認証取得と再生可能エネルギーを活用した省エネ化や、地域交流の促進、ペットとの共生など、安心・安全で環境に配慮したこれからの時代のニーズに応じた新しい賃貸住宅へと生まれ変わらせます。

#### ■建替後住宅の特長

・ZEH-M Oriented 認証取得と再生可能エネルギー再生可能な木材を活用し、環境に配慮

「再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量を基準値から20%以上削減」という基準をクリアし、ZEH-M Oriented の認証を取得します。また、太陽光発電パネルと蓄電池を設置し、通常時及び災害時にも集会所や共用部の照明などの電力供給を行うことで省エネ化を図り、共用部には再利用・再使用・再生産可能として農林水産省が推奨する資源である木材を積極的に使用します。

・入居者用のドッグランを併設し、自然で賑やかな出会いの場を生み出す広場

遊具があり、隣接する緑道からもアクセスしやすい広場は、周辺の効果的な位置にベンチを多数配置しているため、子供やペットを見守りやすく、地域住民の自然な交流を生み出します。

また、広場に併設の入居者用ドッグランは、起伏や曲線の形状によって、ペットも楽しめるように工夫が施されています。



ドッグランを併設し、交流拠点となる広場

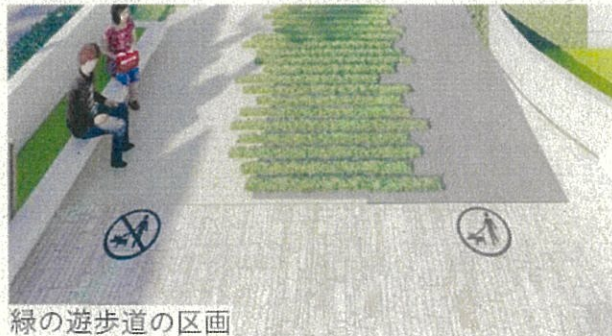
・コミュニティ形成と防災機能を両立する防災拠点エリア

集会所を中心として、地域に開かれた防災拠点エリアを設定し、防災倉庫やかまどベンチ等の防災設備を備えます。

集会所は、用途に合わせて活用できるように部屋を複数作り、賑やかな子ども連れから若年・高齢世帯まで集まりやすい配慮をすることで、地域のコミュニティ活動に貢献します。

・ペット共生住宅棟と一般住宅棟をゆるやかにつなぐ憩いの場「せせらぎのにわ」

一般住宅棟とペットの飼育ができるペット共生住宅棟からなる住宅の中心部には、「せせらぎのにわ」を配置し、それぞれの入居者が同じ空間を共有できる交流の場とします。団地内の遊歩道は、ペット連れ用の通路をサインで示してゆるやかに区分けし、互いに快適に過ごせるよう工夫します。また、駐車場やごみ置き場は各棟のエリア内に設け、日常生活はそれぞれの棟で完結できるように考慮し、計画全体を通してペットを飼育する人としない人が共生できる環境を構築します。



緑の遊歩道の区画

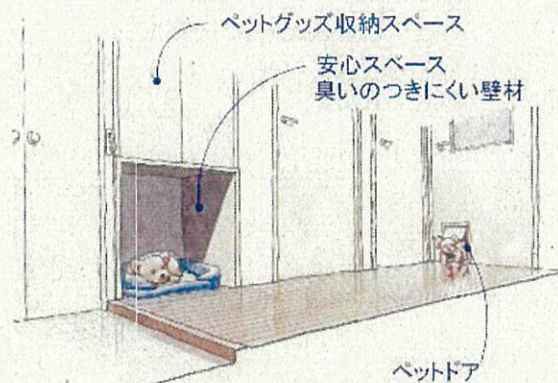
サイン計画イメージ

・新しい生活様式に適応し、将来の住宅ニーズも見据えた人とペットが長く快適に暮らせる住戸

住戸内にはワークスペースを設けて職住一体化に適応し、多様なライフスタイルに対応する収納を作ることで、家具等を持たないエコでミニマルな暮らしに寄与します。

また、求められる住戸面積の増加にも対応できる要因、壁の一部に将来用の開口を想定した対策を講じるなど、住宅ニーズの変化に対応し、長寿命化を図ります。

加えて、ペット共生住宅棟の住戸では、壁や床材に、傷や臭いのつきにくいものやクッション性があり足音が響きにくいものを採用し、ペットも落ちついて快適に過ごせるよう、習性に配慮したペット専用スペースやペットドアを設け、換気扇や収納もペットのいる生活に適したものとします。



ペットスペースイメージ

■選定理由（抜粋）

応募された作品は総じてレベルが高く、配置計画や動線計画、間取り等において意欲的なご提案をいただきました。特に緑道などの周辺環境を活かしながら、一般住宅棟とペット共生住宅棟のエリアをサインにて明確にした配置計画や、人とペットが共にくらすやすらぎの空間と入居者同士のコミュニティを創出する場の提案など、それぞれ独自に工夫された内容となっていました。

最優秀作品は、広場と動線を組み合わせた「せせらぎのにわ」を南北軸とし、敷地玄関口の「グリーンゲート」につながる広場と曲線と囲まれたドッグランを一体的な交流空間とする提案が特に評価されました。また、一般住宅棟とペット共生住宅棟のエリア分けを明確にしつつ、住戸数や利便性を考慮して付属施設が配置されていました。これらが人とペットの暮らしやすさに配慮した計画として評価されました。

■今後の予定

- 2022年10月～ : 実施設計・各種申請
- 2024年 春頃 : 本体工事着工
- 2025年 秋頃 : 建物完成

## ■建替計画の概要

建設戸数：170戸

構造：RC造12階建

敷地面積：8,960.94㎡

建築面積：1,914.02㎡

延床面積：10,023.10㎡（容積対象）

専有面積：一般住宅棟 50㎡（89戸）、55㎡（21戸）、60㎡（10戸）

ペット共生住宅棟 50㎡（10戸）、55㎡（10戸）、60㎡（30戸）



せせらぎのにわから各エントランス

せせらぎのにわイメージ

## ◆金岡東・金岡東B団地（現況）

所在地：堺市北区新金岡町2丁1番地、3番

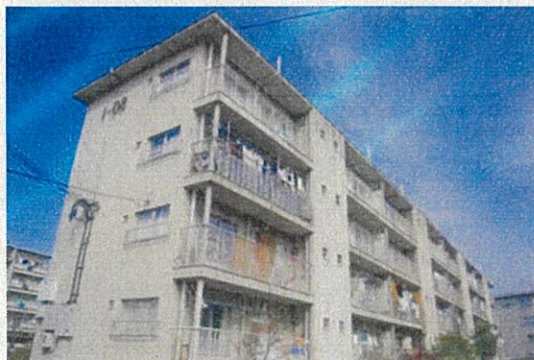
管理開始：1965年10月

敷地面積：約38,000㎡

総戸数：504戸

構造：RC造4階建（20棟）

アクセス：大阪メトロ御堂筋線「新金岡」駅 徒歩10分



金岡東・金岡東B団地（現況）

## 8 兵庫県

### (1) ペット飼育可の県営住宅の状況

兵庫県営住宅は、令和2(2020)年4月1日時点の管理戸数は49,950戸となっている。

このうち、ペット可の住宅は、「鹿の子台南鉄筋4号棟・5号棟」「白川台東高層・鉄筋2号棟・3号棟」のみである。

鹿の子台南 鉄筋4号棟・5号棟	住所：神戸市北区鹿の子台南町6丁目18-5 交通：神鉄三田線 / 道場南口駅 徒歩23分
白川台東高層・鉄筋2号棟・3号棟	住所：神戸市須磨区白川台4丁目28-3 交通：地下鉄西神線 / 名谷駅 徒歩26分

### (2) ペット飼育に関するルール等

兵庫県営住宅におけるペット飼育に関するルール等は、「兵庫県営住宅入居申込案内書」によると次の通りである。

#### 「兵庫県営住宅入居申込案内書」(有効期間令和5年4～12月)

#### ④ ペット可住宅

- ・鹿の子台南鉄筋4号棟、5号棟
- ・白川台東高層・鉄筋2号棟、3号棟

県営住宅ではペットの飼育は禁止していますが、ペット可住宅はくぐり戸の設置のほか、床の防塵・防臭仕上げ等の特殊な仕様になっており、ペットを飼育することができます。申込みできるのは、下記の要件を遵守していただける方に限ります。

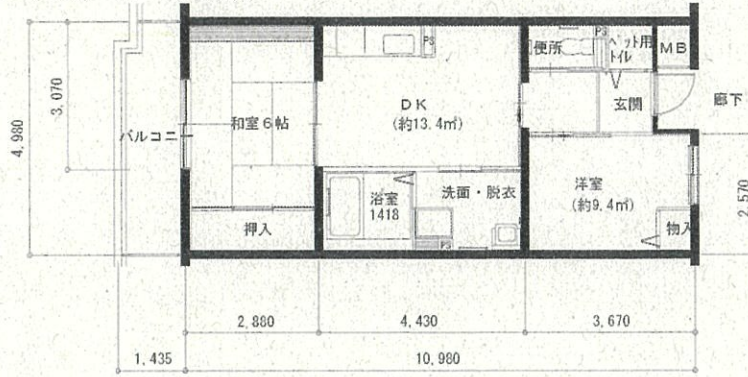
#### 【飼育いただけるペットの要件】

- ア 飼育できるペットは、犬(小型犬まで)または猫のみ1匹です。
- イ 飼育場所については、室内に限らせていただきます。
- ウ 当選後、既にペットを飼育している方は入居されるまでに、入居後にペットを飼育する方は飼育が始まるまでに去勢又は不妊手術を行っていただきます。
- エ 当選後、既にペットを飼育している方は入居されるまでに、入居後にペットを飼育する方は飼育が始まるまでに狂犬病等の予防注射及び保健所への登録を済ませていただきます。
- オ 適切な飼育をし、他人に迷惑を及ぼすことのないよう自主管理を行うために、団地内の自治会にペット管理委員会を設け、その委員会において動物飼育の基本的な事項に関する規定を定めていただきます。

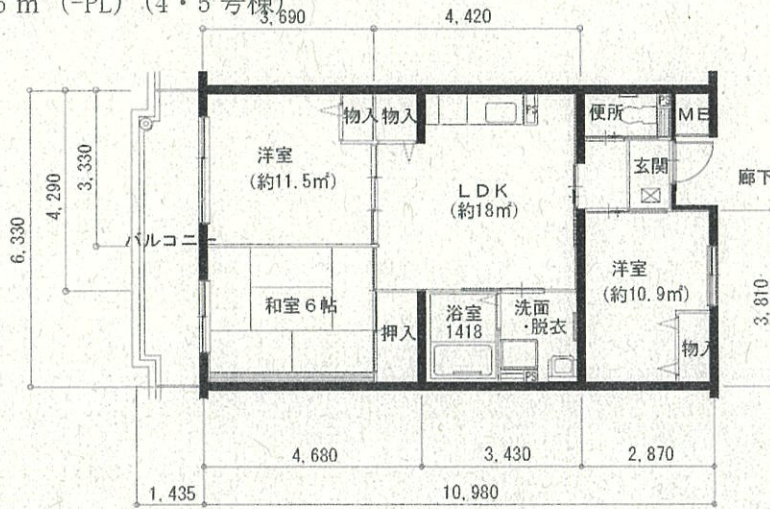
【ペット可住宅】

鹿の子台南団地

2DK-51.86㎡ (-PM) (4・5号棟)



3LDK-66.25㎡ (-PL) (4・5号棟)



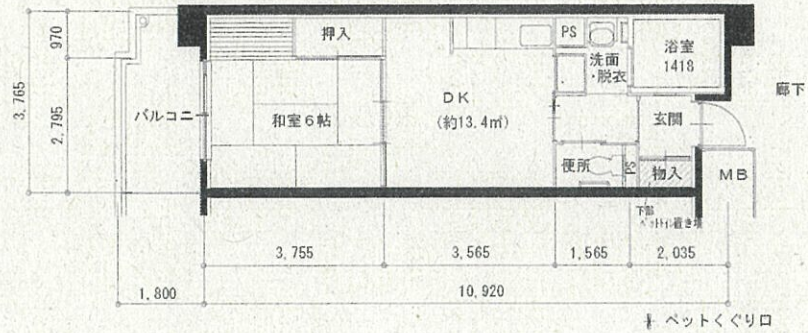
- ↑ ペットくぐり口
- ☒ ペットトイレ置き場



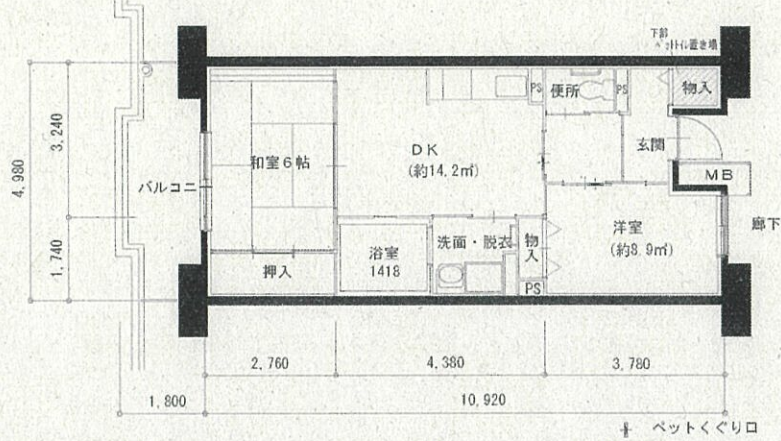
【ペット可住宅】

白川台東団地

1DK-39.93 m<sup>2</sup> (-PS) (2号棟)



2DK-52.77 m<sup>2</sup> (-PM) (2、3号棟)





### (1) ペット共生住宅について

UR都市機構では、ペットとの豊かな生活のために、または人とペットが共に心地よく暮らせるライフスタイルの提案として、「ペット共生住宅」を供給している。

少子・高齢化、核家族化の進む現代社会においては、ペットと共に生活することにより、ストレスやさびしさの解消や、感性豊かな潤いある生活等を求めようとする人が増えている。また、ペットもこれまでの可愛がるという存在（愛玩動物）から、家族と共に生活するパートナー（コンパニオンアニマル=伴侶動物）としての位置づけに変わりつつある。

URのペット共生住宅は、この時代のニーズに応え、建物設計、設備などのハード面から、飼育に関するソフト面まで細部にわたって検討した。

特に、集合住宅では一定のルールを守りながら生活することが重要であるため、URでは、「ペット飼育規則」を定めるとともに、一部の物件においてペットを飼育する方を中心に自主的な活動とコミュニケーションの創造の場として、「ペットクラブ」を設立してもらい、併せて「ペットクラブ会則」を制定し、自主的な運営にまかせている。

## ペット共生に配慮した設備・仕様

大好きなペットと、ずっと一緒にいたいから、ペットは大切な家族の一員。人とペットが幸せに暮らせる場を目指して、設備・仕様を備えました。

※設備・仕様については物件やお部屋によって異なる場合があります。

エントランスの足洗い場やエレベーターのペットボタンなど、共用スペースには、すべての人とペットが気持ちよく生活できることを考慮した設備を設けています。



ペットボタン

エレベーターに乗る時にこのボタンを押すと、ペットが同乗していることを他に知らせます。



足洗い場

散歩で汚れた足が洗えます。住棟内を汚さない気配り設備。



汚物処理水洗

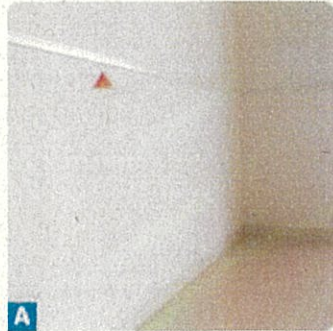
散歩中のペットの汚物をお部屋に入る前に処理できます。



リードフック

郵便物や宅配物を受け取る間、リードを掛けておけます。

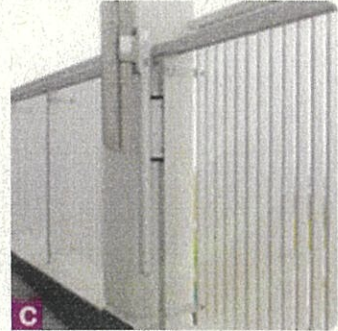
お部屋には、人だけでなくペットも安心して生活できる画期的な工夫、デザインを施しました。住む人とペットが快適に過ごせる、新発想のペット共生型居住空間です。



**A** モールディング  
つめ立てなどで壁のクロスをいためても下半分だけの張替えで OK です。



**B** ペットくぐり戸付ドア  
リビングの扉がしまってもペットが出入りできる戸付ドアを利用しています。



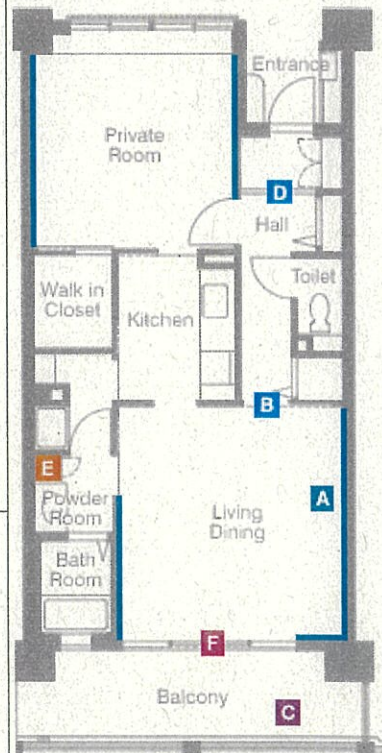
**C** バルコニー手摺／隔板まわり  
ペットは室内で飼育いただきますが、万一バルコニーに出てしまった場合でも、バルコニー手摺や隔板まわりの隙間を狭くすることで安全に配慮しています。



**D** フェンス取付下地  
玄関にペットの飛び出しなどを防ぐフェンスの取り付けが可能。



**E** ペットトイレ置き場  
洗面化粧台の下をペットトイレ置き場として利用可能。脱臭機のためのコンセントもご用意。



**F** 防音を配慮したサッシ  
鳴き声などの騒音を低減する防音に配慮したサッシを主な開口部に設置。

## (2) 犬または猫を飼育する場合の手続きについて

部屋の申込み資格の確認後、賃貸借契約を締結するまでの間に必要書類を添えて「ペット飼育申請書」を提出することが必要。

### ア 犬の場合（住宅の本申込（資格確認）後に提出）

- ① ペット飼育申請書（鑑札番号、狂犬病予防注射済票の番号などの必要事項を記入）
- ② 大きさの条件を満たしていることが確認できる書面  
血統書などの犬種を証明する書面、または獣医師の所見書
- ③ 狂犬病以外の感染症について1年以内に実施した予防接種に関する証明書
- ④ 飼育できなくなった場合の引取人届

### イ 猫の場合（部屋の本申込（資格確認）後に提出）

- ① ペット飼育申請書（マイクロチップのID番号などの必要事項を記入）
- ② 避妊または去勢手術済みを証明する書面、または避妊又は去勢手術が困難なことを証明する書面
- ③ マイクロチップの注入済みを証明する書面、またはマイクロチップの注入が困難なことを証明する書面
- ④ 誓約書（URの定める期日までにマイクロチップの注入や、避妊または去勢手術が受けられない場合（避妊または去勢手術については不要と判断された場合を除く。）は、入居後に必ず処置する旨の誓約書の提出が必要になる。）
- ⑤ 感染症について1年以内に実施した予防接種に関する証明書
- ⑥ 飼育できなくなった場合の引取人届

ウ 小動物・小鳥・魚書面の提出は不要（小動物：うさぎ、モルモット、ハムスター、りす、フェレット）、小鳥、魚類（金魚・熱帯魚などの観賞魚）

### エ 飼育規則の遵守

ペットの飼育にあたっては、URが定める「ペット飼育規則」を遵守が必要。該当物件に入居する場合は、部屋の賃貸借契約の締結時に、ペット飼育規則を遵守する旨の確認書を提出。

### オ 各種処置にかかる費用の負担等

犬または猫を飼育する場合の要件を満たすために必要となる予防接種、マイクロチップの注入、避妊または去勢手術、各種書面の発行等にかかる費用につきましては、全て飼い主の負担。

### カ 入居中の修繕義務

当該物件においては、契約時にあらかじめURが通知する修理細目通知書に記載する部位及びお客様の責により発生した汚破損滅失の他、ペット飼育に起因して発生した賃貸住宅及びその設備機器または、造作等の汚破損等（爪もしくは歯等による引っ掻き傷または糞尿の飛散、匂いつけ行動その他飼育に伴う汚れ、臭いの付着、毛詰まり等）の修繕、取替え（消臭または消毒等を含む。）は、入居者の負担。

## (3) ペットクラブについて

ペット共生住宅での快適な暮らしをより快適で魅力的なものとするためには、ペットの飼い主同士の情報交換やコミュニケーションの場が大切であることから、URでは、情報やコミュニケーションは、ペットとの暮らしを楽しく豊かにするだけでなく、トラブルなどの発生を未然に防ぐとともに、万一トラブルが発生したときも敏速な対応が行

しやすいとの考えから、そのような情報交換やコミュニケーションの場として、犬および猫の飼い主を中心とする会員でさまざまな活動を自主運営するペットクラブを一部の物件において設けている。

犬または猫を飼育される場合はペットクラブに加入し、その運営に必要な費用を会費として負担することが必要。(ペットクラブが設立されていない場合もある。)

入居後に犬または猫の飼育を希望する場合は、その時点で、ペットクラブを通じてURに飼育申請をする。

#### (4) ペット飼育規則

##### ア 飼い主の心構え

ペットの飼育に関しては、飼育規則を遵守のうえ、飼い主が責任を持って鳴き声、臭い等の迷惑防止、健康管理に当たる。特に犬および猫については、他の居住者や近隣に迷惑をかけないように、しつけを行うこと。

##### イ 室内および共用部分でのマナーについて

ペットの飼育は飼育規則により室内に限定されており、バルコニーや共用廊下などでペットを飼育することはできない。ペットの手入れをしたり、ケージ等飼育用具の清掃を行う場合も、室内に限定。

- ① ペットエントランスに汚物処理水洗を設置。ペットの汚物は必ず部屋に入る前に処理。
- ② ペットエントランスに足洗い場を設置。ペットを飼育者が共同で使用するもの。
- ③ エレベーター内の操作盤にペットボタンがある。このボタンを押すことで、ペットが同乗していることを、各階のエレベーター乗場操作部分に点灯表示する。(後から乗る方や、ペット同士のトラブル等を防止するために、同乗の際は必ず押すこと)

##### ウ 外出の際のマナー

物件内だけでなく、散歩などのペットを伴う外出の際にもマナーを守ること。汚物の放置やリードを外してペットを遊ばせるなどの行為は、マナー違反。近隣に不快な思いをさせたり、不安感を与えたりすることのないよう、十分に配慮することが必要。

## ペット飼育規則

甲（賃貸借契約書の頭書に掲げる「甲」をいう。以下同じ。）は、賃貸借契約書第17条第1項の規定に基づき、乙（賃貸借契約書の頭書に掲げる「乙」をいう。以下同じ。）が、賃貸住宅（賃貸借契約書第1条に掲げる賃貸住宅をいう。以下同じ。）においてペットを飼育するに当たって、以下のとおり、ペット飼育規則（以下「本規則」という。）を定める。

（目的）

第1条 本規則は、乙が賃貸住宅においてペットを飼育するに当たって必要な事項を定めることにより、賃貸住宅のある団地（以下「団地」という。）及びその近隣の地域における良好な住環境を維持し、ペットとの適正な共生を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 本規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 ペット 次条第1項に定める動物をいう。
- 二 ペットクラブ 第8条第2項に掲げる者で構成し、同条第3項に定めるところにより、会員相互間のコミュニケーションの創造、飼育マナーの向上、犬又は猫の飼育に関する指導及び相談その他の役割を担う組織をいう。

（飼育できる動物の範囲等）

第3条 乙は、賃貸住宅において、小鳥及び魚類のほか、次に掲げる動物を飼育することができる。

- 一 犬
- 二 猫
- 三 小動物（うさぎ、モルモット、ハムスター、りす及びフェレットをいう。）

2 乙は、前項に掲げる動物を、業を目的として飼育してはならない。

3 乙は、犬又は猫の飼育に当たっては、第7条に定める飼育申請手続を経て、甲の承認を得なければならない。

（犬又は猫等の飼育頭数及び大きさ）

第4条 乙は、犬又は猫について、いずれか1頭を飼育することができる。

2 前項に掲げる飼育することができる犬又は猫は、甲が、飼育申請時点において、成犬時又は成猫時の体重がおおむね10kg以下の大きさのものとして認めたものとする。

3 前条第1項第3号に掲げる小動物の大きさ及び数は、当該小動物のすべてを乙が一人で持ち運びができるケージに入れて飼育できる程度とする。この場合において小動物を飼育するケージの数は1住戸につき1個とする。

（飼い主の心構え）

第5条 乙は、ペットを飼育するに当たり（この場合の乙を「飼い主」という。以下同じ。）、常に次の事項を心がけなければならない。

- 一 団地の居住者（以下「団地居住者」という。）及び近隣住民の生活を尊重し、良好な住環境の維持向上を図ること。
- 二 ペットの習性、本能等を理解するとともに飼い主としての責任を自覚し、ペットのしつけを行うこと等により、飼育するペットとの適正な共生を図ること。
- 三 法令、条例等に定められた飼い主の義務を遵守すること。
- 四 本規則及び甲の指示、指導を遵守すること。

(遵守事項等)

第6条 飼い主は、ペットを飼育するに当たり、次の各号に掲げる事項を守り、ペットを適正に飼育しなければならない。

一 基本的事項

ア ペットは、賃貸住宅の室内（以下「住戸」という。）で飼育しなければならないが、ペットを自由に外出させ、又はバルコニー、テラス若しくは専用庭等において飼育し、若しくは放置しないこと。

イ ペットの鳴き声や糞尿等による団地居住者及び近隣住民等への損害又は迷惑の防止に努めること。

ウ 住戸以外の場所で、動物にえさや水を与え、又は排泄をさせないこと。

エ ペットを常に清潔に保ち、疾病の予防、衛生害虫の発生防止及びペットの健康管理を行うこと。

オ ペットの飼育に起因して、団地居住者、近隣住民等若しくは賃貸住宅、附属施設及びこれらの敷地に汚損、破損が発生した場合又は団地居住者若しくは近隣住民等に傷害等を与えた場合は、損害賠償その他の責任を負うとともに、誠意をもって解決を図ること。

カ 地震、火災等の非常災害時には、ペットが近隣住民又は団地居住者等に危害を及ぼさないように留意するとともに、ペットの保護に努めること。

キ 飼い主は、ペットを自己の責任において飼育し、自己の都合により遺棄しないこと。やむを得ず飼育をやめる場合又は第10条第3項若しくは第11条第4項の規定に基づきペットの飼育を禁止された場合は、犬又は猫にあっては第7条第1項第1号ハ又は第2号ニの規定に基づき甲に届け出た引取人に引取らせ、これに抛り難い場合は新たな引取人を探す等しなければならないものとし、その他のペットにあっては自らの責任において引取人を探しこれに引き取らせる等すること。

ク ペットが死亡した場合は、適切な処置を行うこと。

二 団地居住者等への配慮事項

ア 住戸の外で、ペットの手入れ若しくはケージ、ブラシその他の飼育用具等の清掃をし、又はトイレ用の砂の乾燥を行わないこと。

イ ペットの手入れ又は飼育用具等の清掃等を行う場合は、必ず窓を閉める等して毛の飛散を防止するとともに、汚物を衛生的な方法により適切に処理すること。

ウ やむを得ずペットが住戸の外で排泄をした場合は、糞便を必ず持ち帰るとともに、排泄した場所又は排泄物を衛生的な方法により、適切に清掃、消臭等し、又は処理すること。

エ ペットを伴って住戸の外に出るときは、ペットをケージに入れ又はリードで結ぶ等してペットの行動を制御できるようにすること。

2 犬又は猫の飼い主は、前項各号に定める事項のほか、併せて次の各号の事項を守り、犬又は猫を適正に飼育しなければならない。

一 ペットクラブに加入するとともに、ペットクラブを通じて犬又は猫との適正な共生のために自主的に活動するよう努めること、及びペットクラブが本規則に基づき指示若しくは指導又は警告等を行った場合はこれに従うこと。

二 ペットクラブがしつけ教室等を実施する場合は、参加するよう努めること。

三 犬の飼育に当たっては、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 4 条第 2 項に基づき登録を受け、同条第 3 項に基づき鑑札を着けていること、かつ、自己の所有であることを明らかにするため犬にマイクロチップを注入するよう努めること。猫の飼育に当たっては、自己の所有であることを明らかにするため、猫にマイクロチップを注入すること。

四 団地居住者及び近隣住民等に対するの損害又は迷惑を防止するため、犬にあっては避妊又は去勢の手術を行うよう努め、猫にあっては避妊又は去勢の手術を行うこと。

五 犬について、狂犬病予防法第 5 条の規定に基づき狂犬病予防注射を受けさせること、及び犬又は猫について、健康診断を受診するよう努めること。

六 犬又は猫の飼育に当たっては、集合住宅での飼育に適するしつけを充分に行うこと。

七 犬又は猫を伴ってエレベーターを利用する場合は、抱きかかえるか、端に寄せ飼い主が同乗者との間に入る等、他の利用者への配慮を行うこと。

八 犬又は猫が死亡した場合及び飼い主の都合により飼育をやめる場合は、甲に届け出ること。

（飼育申請等手続）

第 7 条 乙は、犬又は猫の飼育を希望する場合は、大きさ、頭数その他甲が定める条件を満たしていることが確認できるよう、次に定める書類を添えて、甲が別に定めるペット飼育申請書に必要事項を記載の上、甲に提出しなければならない。ただし、第 1 号ロ又は第 2 号イ、ロ若しくはハに掲げる書類について、当該書類により証明される事項をやむを得ない事情により行うことができない場合は、その旨を証する書類をもって、これに代えることができるものとする。

一 犬を飼育する場合

イ 獣医師の所見書（ただし、甲が別に定める犬種を飼育する場合にあっては、血統証明書その他当該犬種であることを証する書面の写し）

ロ 狂犬病以外の感染症について一年以内に実施した予防接種に関する証明書又はその写し

ハ やむを得ず飼育ができなくなった場合の引取人の届出

二 猫を飼育する場合

イ 感染症について一年以内に実施した予防接種に関する証明書又はその写し

ロ マイクロチップの注入を受けていることを証する書面又はその写し

ハ 避妊又は去勢の手術を終えていることを証する書面又はその写し

ニ やむを得ず飼育ができなくなった場合の引取人の届出

2 甲は、前項の提出書類により犬又は猫が条件を満たしていることが確認できたときは、登録証を発行するものとし、当該登録証をもって飼育の承認に代えるものとする。

3 前項の場合において、甲又は甲の指定する者が講習会を開催するときは、乙はこれに参加しなければならない。

4 乙は、犬又は猫の死亡その他の理由により犬又は猫の飼育を中止しようとするときは、甲が別に定める書面により、甲に届け出なければならない。

（ペットクラブ）

第 8 条 犬又は猫の飼い主は、第 1 条の目的を達成するために、他のすべての犬又は猫の飼育者と共同して、ペットクラブを設け、運営するものとする。



- 2 ペットクラブは、犬又は猫の飼い主、前条に定める飼育申請を行うことを予定している賃貸住宅の賃借人、又は入会を希望する賃貸住宅の賃借人のほか、ペットクラブが入会を認めた者を会員（以下「会員」という。）として組織するものとする。
- 3 ペットクラブの役割は、次に掲げるとおりとする。
- 一 会員相互間のコミュニケーションを図り、その友好を深めること。
  - 二 犬又は猫のしつけ教室等を実施し、飼育のマナーを向上させること。
  - 三 犬又は猫の飼育に起因する団地居住者又は近隣住民等への損害又は迷惑を防止するため及び犬又は猫との共生について団地居住者又は近隣住民等の理解を得るために必要な活動を行うこと。
  - 四 犬又は猫の飼育に関する苦情やトラブル等につき、その内容を明らかにした上で、その解決のために必要な助言又は指導等適切な対処をすること。
  - 五 本規則に違反した犬又は猫の飼い主に対し、犬又は猫の飼育方法やしつけ等の指示若しくは指導又は警告等を行うこと。
  - 六 前号の措置にもかかわらず改善が認められない場合には、甲に報告すること。
  - 七 苦情又はトラブルの発生状況及びその措置等について、年1回以上、甲に報告すること。
  - 八 賃貸住宅に現に居住している者が犬又は猫の飼育を希望して前条に定める飼育申請を行う場合又は犬又は猫の飼い主が飼育している犬又は猫の飼育を中止する場合において、その申請又は届出に関する窓口となること。また、提出された申請書等の書面を甲に取り次ぐこと。
- 4 ペットクラブは、執行部の選出又は総会の招集その他ペットクラブの運営に必要な事項を賃貸借契約書若しくは本規則に抵触しない範囲において会則で定め、又はこれを改正することができる。
- 5 前項の場合において、会則の制定又は改正を行ったときは、ペットクラブは、速やかに甲に通知しなければならない。
- （犬又は猫の飼育の表示）
- 第9条 犬又は猫の飼い主は、第7条第2項の規定に基づき甲が発行する犬又は猫の登録証を、玄関扉に近接する見やすい箇所に貼付しなければならない。
- （未申請動物に対する措置）
- 第10条 ペットクラブは、第7条に定める飼育申請手続きを経ていない犬又は猫の飼育を発見した場合は、当該犬又は猫の飼い主に対して、飼育申請手続きを経るよう指導するものとする。
- 2 ペットクラブは、前項に定めるペットクラブの指導に飼い主が従わない場合は、当該飼い主の氏名、住戸番号を甲に報告する。
  - 3 甲は、前項の報告を受けたときは、ペットクラブの指導に従わない飼い主に対し、指導に従うよう勧告し、当該飼い主が勧告に従わない場合は、当該飼い主に対し、犬又は猫の飼育を禁止することができる。
- （違反者に対する措置）
- 第11条 ペットクラブは、犬若しくは猫の飼い主が本規則に違反したとき又は飼育する犬若しくは猫が団地居住者若しくは近隣住民等へ損害を与えたとき若しくは迷惑行為を生じさせたときは、当該飼い主に対し、飼育方法の指示若しくは指導又は警告等を行うこ

とができる。

- 2 前項のペットクラブの措置にもかかわらず改善が認められない場合は、甲は、ペットクラブの報告に基づき、改善の認められない飼い主に対し、是正又は改善に必要な指示若しくは指導又は警告等を行うことができる。
- 3 甲は、前項に定める場合のほか、小鳥、魚類若しくは小動物の飼い主が本規則に違反したとき又は飼育する小鳥、魚類若しくは小動物が団地居住者若しくは近隣住民等へ損害を与えたとき若しくは迷惑行為を生じさせたときは、当該飼い主に対し、是正又は改善に必要な指示若しくは指導又は警告等を行うことができる。
- 4 甲は、前2項の指示若しくは指導又は警告等に従わない飼い主に対し、ペットの飼育を禁止することができる。
- 5 甲は、前項の飼育禁止にもかかわらず飼い主がペットの飼育をやめない場合は、賃貸借契約書第18条の規定に基づき、賃貸住宅の賃貸借契約を解除し、又は賃貸借契約の更新を拒絶することができる。

(身体障害者補助犬の適用除外)

第12条 乙が、賃貸住宅において、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を使用する場合は、本規則は適用しない。

(規則の改正)

第13条 本規則の改正は、甲が行う。

- 2 甲は、前項に定める本規則の改正に当たっては、ペットクラブ等の意見を徴することができる。

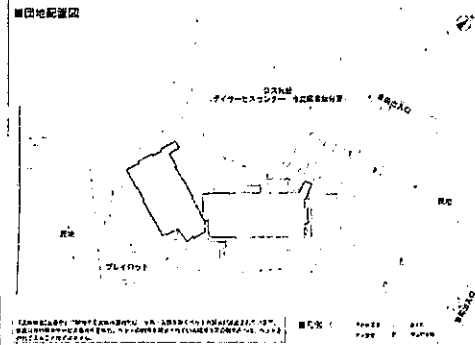
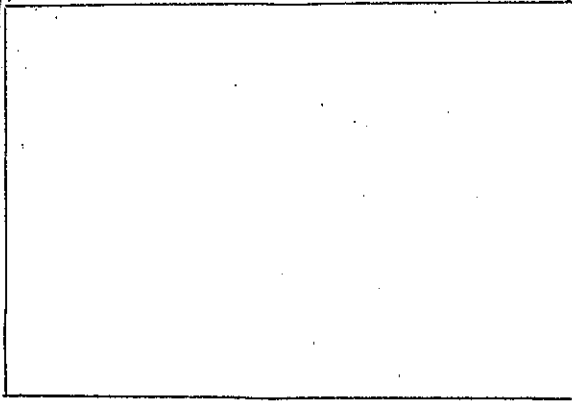
(5) ペット共生住宅対象物件

令和5年8月2日時点のペット共生住宅対象物件は次の通りである。

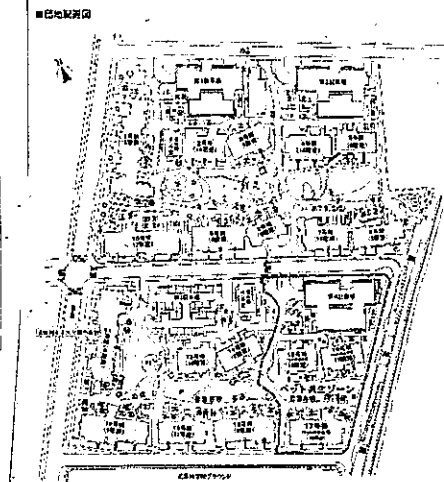
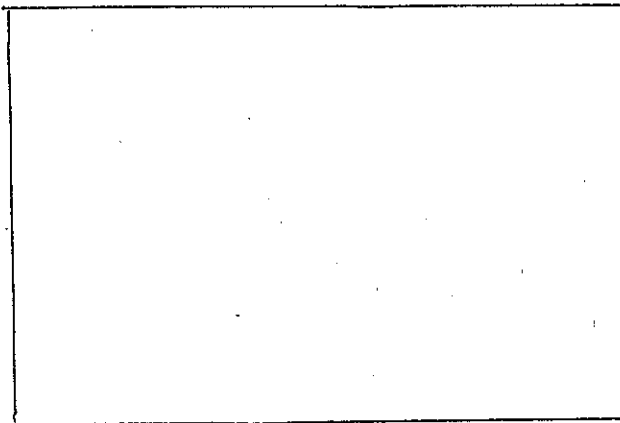
都道府県	市区町村	物件名 (対象住棟)
北海道	札幌市豊平区	サンラフレ平岸
東京都	江東区	潮見駅前プラザ一番街
	足立区	ハートアイランド新田二番街
	小金井市	プラザ新小金井 (4・7号棟)
	西東京市・東久留米市	ひばりが丘パークヒルズ (3-6号棟)
	東村山市	南台 (6号棟)
	多摩市	多摩ニュータウンステラ聖ヶ丘
	町田市	ニュータウン小山田桜台 (49号棟)
千葉県	千葉市美浜区	幕張ベイタウン パティオス22 番街
	成田市	成田ニュータウン 橋賀台 (1-1-1号棟)
	鎌ヶ谷市	パークサイド鎌ヶ谷 (20・21号棟)
	印西市	千葉ニュータウン アバンドーネ原1 番街
千葉ニュータウン 高花 (1-6-5・6号棟)		
神奈川県	横浜市保土ヶ谷区	コンフォール明神台 (3-1・2・3号棟)
	茅ヶ崎市	コンフォール茅ヶ崎浜見平 (4-6・13-3号棟)
	厚木市	デラス長谷 (11・12・13号棟)
		鳶尾 (3-12号棟)
埼玉県	さいたま市見沼区	アーバンみらい東大宮 東一番街 (5-5、6-7・8・9号棟)
	さいたま市緑区	うらわーイーストシティ かえで街 (1・2号棟)
	蕨市	アーバンラフレ戸田
	鶴ヶ島市	かわつるグリーンタウン松ヶ丘 (12・13号棟)
	所沢市	プラザシティ新所沢 緑町第二
	草加市	コンフォール松原 (17・24号棟)
	春日部市	春日部小湊 (10号棟)
	三郷市	三郷早稲田パークハイツ (7-9-2・7-9-3号棟)
	坂戸市	東坂戸 (2-11号棟)
愛知県	春日井市	岩成台西 (601号棟)
岐阜県	各務原市	緑苑東 (24号棟)
大阪府	大阪市此花区	パークシティふれあいのまち
兵庫県	西宮市	ルゼフィール武庫川第2五番街
		浜甲子園さくら街 (15・16・17号棟)

【 神戸市近郊のペット共生住宅 概要 】

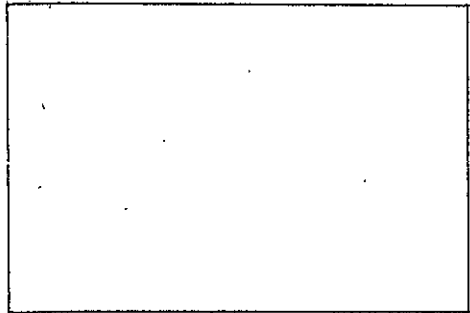
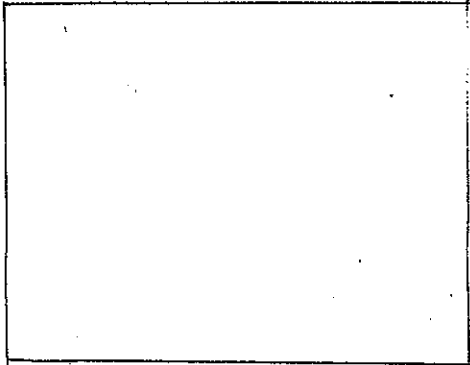
ルゼフィール武庫川第2五番街		住所	西宮市高須町1丁目7-15
間取り/床面積	1DK~3DK/39㎡~65㎡	家賃(共益費)	72,100円~116,500円(7,200円)
戸数	102	交通	阪神武庫川線「武庫川団地前」駅下車徒歩4分
備考	廊下側の玄関扉横にはリードフックを設置するなど、ペットとの暮らしにも配慮した仕様です。周辺には、ドッグカフェ、動物病院、ペットショップ、ペットと一緒に遊べる公園などが充実しています。		



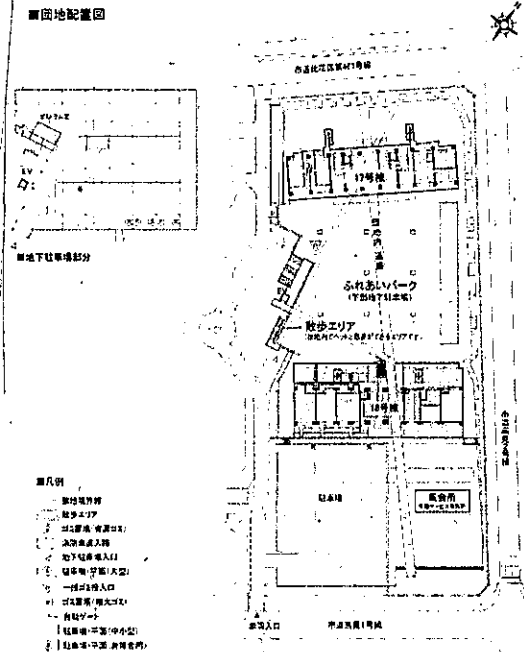
浜甲子園さくら街		住所	西宮市古川町3番・枝川町5番
間取り/床面積	1R~4LDK/37㎡~112㎡	家賃(共益費)	61,900円~188,500円 (一般:3,900・ペット共生住宅:4,700)
戸数	877	交通	阪神「甲子園」駅バス3分 徒歩1~5分 阪神「鳴尾・武庫川女子大前」駅徒歩13~18分
備考	敷地内の建物は19棟。このうち、15号棟から17号棟まではペット共生住宅で、周辺はペット共生エリアとなっています。		



パークシティふれあいのまち		住所	大阪市此花区高見1丁目8番
間取り/床面積	1R~4LDK/47㎡~115㎡	家賃(共益費)	86,500円~197,800円(6,700円)
戸数	172	交通	阪神本線「淀川」駅 徒歩8分 阪神なんば線「千鳥橋」駅 徒歩14分 JR大阪環状線「西九条」駅 バス10分 徒歩3分
備考	ペットと散歩を楽しめる散歩エリアや、ペットの足洗い場など整っています。		



ペットのための足洗い用設備



パークシティふれあいのまちに隣接する既存建物とは、小規模なペットの散歩が認められています。従って、ペットの散歩が禁止されている敷地内へは、ペットを連れて入ることはできません。

## 2-3 集合住宅におけるペット問題の解決に向けた取組事例

### 1 森の里荘自治会（名古屋市）

資料：「集合住宅におけるペット問題の解決に向けた取組」（森の里荘自治会（名古屋市緑区）2007年12月）

森の里団地は、1979年から80年にかけて入居が始まった市営住宅である。その世帯数は1,252世帯約3,500人の人口を要する高層の集合住宅である。高齢化率は、15%程度で名古屋市全体の18%より若い。自治会加入率はほぼ100%である。

団地内におけるペット問題は、団地ができて以来の課題であり、その解決に向けた議論の波は幾度かあったが、その時々に対処療法的な議論と解決にとどまり、本質的かつ根本的な問題解決には至らなかった。そのためペットをめぐるトラブルは、日常的に発生して近隣の人間関係を悪化させてきた。

ペット飼育は、約2割の世帯が200匹（頭）以上のペットを飼育し続け、トラブルの火種がくすぶり続けているのが今日的課題である。

「集合住宅におけるペットとの共生」構想は、こうした歴史的経過と現状の中で、住民自治力で問題を解決する方向を模索するために打ち出された。その概要は以下のとおりである。

#### （1）事業の目的

「集合住宅におけるペット問題の解決に向けた取組」をモデル事業として実施することにより、近隣コミュニティの活性化を図る。

#### （2）事業の内容

- ア ペット飼育に関する住民の意見を集約する。
- イ 集合住宅でのペットとの共生の可能性を検討する。
- ウ ペット飼育に関する規約を作成するとともに、ペットクラブの育成をおこなう。
- エ ペット飼育に関する講演会を開催し、ペットへの理解を深める。

#### （3）事業の概要

- ア ペット問題プロジェクトの立ち上げ
- イ ペット知識の向上の取り組み
- ウ ペットの現状把握と意見の集約（アンケートの実施）
- エ ペット問題講演会の実施

#### （4）ペットの実態調査結果

森の里荘自治会が実施したアンケート調査結果は次の通りである。

- ア 実施期間 2007（平成19）年10月
- イ 回収数 729（58%）

ウ 犬猫の飼育世帯数

ペットを飼っていない	ペットを飼っている		サンプル数
	犬	猫	
575 世帯 (78.9%)	98 世帯 (13.4%)	108 世帯 (14.8%)	729 世帯 (100%)

エ ペットの飼育に対する意見

賛成	反対	ルールを守るなら賛成	わからない	サンプル数
91 世帯 (12.3%)	177 世帯 (24.3%)	441 世帯 (60.5%)	20 世帯 (2.7%)	729 世帯 (100%)

オ 飼育者のマナー

マナーが良い	マナーが悪い	わからない	サンプル数
87 世帯 (11.9%)	360 世帯 (49.4%)	282 世帯 (38.7%)	729 世帯 (100%)

カ 自由意見

① 苦情・反対意見

- ・リードをつけていない
- ・エレベーターでおしっこや糞をしても平気な人もいる
- ・ベランダでの飼育による毛や悪臭及び鳴き声に困っている
- ・1世帯で数匹のペットを飼っている非常識な世帯もある
- ・隣の猫がベランダから侵入してくる
- ・ペットは飼育禁止なはずなのに大きな顔をしている

② 賛成意見

- ・少子高齢化の時代、癒しと動物愛護の観点から賛成
- ・ルールをつくってペットの共生ができるようにしてほしい
- ・マナー違反は一部の人のみ

(5) 今後の取組

ペットを飼育している者も飼育していない者も、マナーを守るならばペット飼育賛成が多数であることを受けて、自治会主導で①ペットクラブの設立、②ペットクラブの規約、③ペット飼育者の適正なペット飼育に関する学習会（専門家による講演会）を行うこととしている。

特に、ペット飼育に対しては、近隣住民が不快感を受けない飼育の方法を規約の中に具体的に盛り込み、ペットを飼育する者も飼育しない者も納得できる方向で解決を図っていきたいとしている。

(6) 現在の状況

名古屋市営住宅は、すべてペット飼育不可となっている。



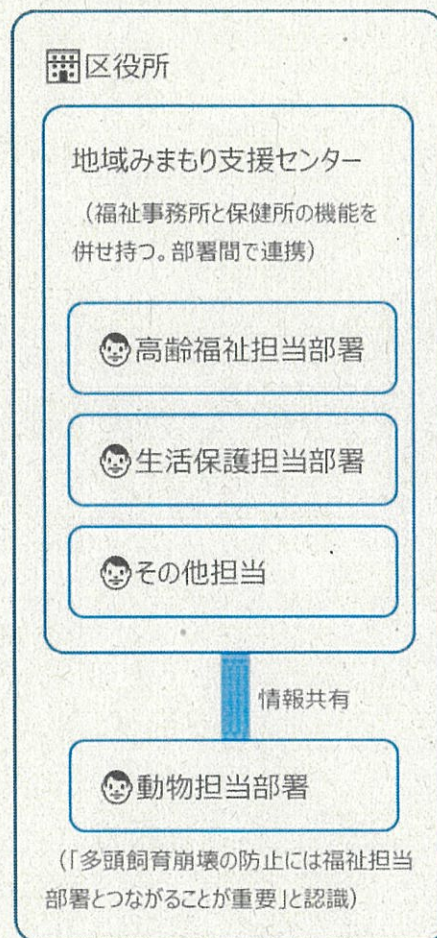


## (2) 部署間の連携を支える仕組みを構築

前述の報告書によると、多頭飼育崩壊は、行政の動物担当部署や福祉担当部署（公営住宅の担当部署を含む）が連携しなければ解決が難しいとし、川崎市では、部署間の連携を支える基盤づくりも進めた。

市では乳幼児から高齢者まで、すべての世代を対象に地域の支え合いを推進するため、福祉事務所と保健所の機能を併せ持つ「地域みまもり支援センター」を各区に設置しているが、同センターの機能には、高齢福祉担当部署や生活保護担当部署等が入っているため、部署間の連携を取りやすい。

また、動物担当部署は、多頭飼育崩壊の防止には高齢福祉担当部署や生活保護担当部署とつながることが重要との認識を持っており、動物担当部署とこれら福祉担当部署の間でも情報共有を図っているとしている。



出典：「ペット問題の解決をもたらす住民の生活環境向上に関する調査研究報告書」  
(2020年3月、公益財団法人 東京市町村自治調査会)

## 2 市による地域猫活動団体への支援（立川市）

資料：「ペット問題の解決がもたらす住民の生活環境向上に関する調査研究報告書」（2020年3月、公益財団法人 東京市町村自治調査会）

「ペット問題の解決がもたらす住民の生活環境向上に関する調査研究報告書」（2020年3月、公益財団法人 東京市町村自治調査会）によると、立川市の事例の概要は、以下の通りである。

### (1) 「立川市猫の飼育・管理に関するガイドライン」の作成

立川市では地域猫活動が活発に行われており、市内181自治会の約4分の1に当たる45の自治会のエリアに地域猫活動を行う登録団体が46団体ある（2020年1月現在）。

立川市で地域猫活動が始まる契機となったのは、2009年における「立川市猫の飼育・管理に関するガイドライン」の策定である。このガイドラインには、当時問題になっていた猫による糞（ふん）・尿やごみあさり、鳴き声等の環境被害を改善するため、猫の飼い主の心得に加え、地域猫活動のルールが規定されている。ガイドラインが策定されたことで地域猫活動への関心が高まったほか、地域猫活動団体に対する補助金制度が設けられたことにより、地域猫活動の拡大に拍車がかかった。

### 立川市 猫の飼育・管理に関するガイドライン

～誰もが快適に暮らせるまちを目指して～

【定義】～このガイドラインで使用する言葉の定義づけをします～

1 人間との関わり方によって、猫を以下のとおり分類します。

(1) 飼い猫

飼い主が明確であり、飼い主からえさをもらい管理されている猫をいう。

(2) 飼い主のいない猫

特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。

(3) 地域猫

特定の飼い主がなく、地域に住みつき、その地域に住む人たちに適正に管理されている猫をいう。

2 地域猫活動について

地域猫活動とは、地域に住み着く飼い主のいない猫をその地域に住む人などが、地域の合意の下に、飼い主のいない猫をこれ以上増やさず、今いる猫がその生を全うするまで、地域で適正に管理していく活動のこと。

地域住民（ボランティアを含む）、自治会などの地域、行政が協働して取り組む活動です。

【猫の本能・習性】

（省略）

【ガイドラインの目的・考え方】

私たちの周りには「猫は室内で飼うことができない」「外に出してあげないと可哀想」という誤解から、飼い猫を外に自由に出している飼い主の方がいます。また、無責任な飼い主が飼育を放棄した結果、捨てられた猫が繁殖を繰り返し、飼い主のいない猫がまちで増えています。

その結果、猫の糞尿、車やその他の器物損壊、ごみあさりや夜鳴きによる生活環境の悪化など周辺地域への影響が出ています。さらに、動物に対する人々の考え方の違いから、動物虐待事件や人間同士のトラブルまで発生しています。

このガイドラインの目的は、猫の飼育・管理の正しい方法を普及し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めることです。猫が苦手な人への配慮と正しい猫の飼い方をすることで、また飼い主のいない猫を減らすことで、猫に関連する諸問題を解消し、暮らしやすい地域社会をつくるための心構えを明記しています。

その心構えの根底にある考え方は以下のとおりです。

- (1) 猫も命あるものである。つまり、今ある生は尊重する。  
→生まれた以上、その生を全うする権利は人間だけでなく猫にもあります。猫をむやみに処分したり、処分目的で捕獲したりすることはできません。
- (2) 猫を飼う場合は、終生飼育を前提とし、完全室内飼いを目指す。  
→猫を飼うことは家族が増えることと同じです。生き物ですからその習性に従って行動し、生活します。単に可愛いから、というだけで世話をしている生き物ではありません。猫を飼う人はそのことをよく認識してください。また、家族である猫を守るため、猫が苦手な方や猫アレルギーの方への配慮として、完全室内飼いを目指してください。
- (3) 飼い主のいない猫を、最終的にはゼロにする。  
→猫の糞尿などでお困りの方、今現在飼い主のいない猫対策に取り組んでいる方、そして行政の願いは共通しているのではないのでしょうか？ それは、飼い主のいない猫をゼロにし、この猫に起因する諸問題を解決したいということです。
- (4) 明らかに地域の生活環境の悪化につながることは絶対にしてはならない。  
→生活環境の悪化につながるのは、猫の糞尿、夜鳴きだけではありません。飼い主のいない猫へのエサの与えすぎや食べ残したエサの放置、猫を捨てる行為も、まさに飼い主のいない猫が増える原因となり、結果的に生活環境の悪化につながります。
- (5) 市全体で猫の問題について考え、取り組む。  
→特に飼い主のいない猫の問題は多くの地域に影響を与えます。また、地域には猫が好きな人だけでなく、猫が苦手な人もいます。地域猫活動は人間と猫が快適に暮らせるまちをつくるための活動です。市民、自治会や市などが一緒になって飼い主のいない猫の問題を考え話し合いましょう。  
→地域猫活動の効果として、以下のことが挙げられます。
  - ① 繁殖制限により・・・
    - ・猫の出産がなくなり、飼い主のいない猫が減少します。
    - ・発情期の鳴き声、ケンカが少なくなります。
    - ・尿の臭いがうすくなります。
  - ② エサやりのルールを決めることで・・・
    - ・エサの散乱が改善され、生活環境の悪化が防げます。
  - ③ 猫用トイレを設置すると・・・
    - ・糞尿の被害が少なくなります。
  - ④ その他
    - ・苦情が減り、住民トラブルを防ぐことができます。
    - ・活動をきっかけとし、地域のコミュニケーションが活発になります。

## 【心構え】

### 1 飼い猫に関する心構え（飼い主の心構え）

#### (1) 法令などの遵守

飼い主は以下の法令、規則などを必ず守りましょう。

- ① 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）
  - ・動物の所有者又は占有者の責務等（第7条）
  - ・愛護動物の殺傷、虐待、遺棄に対する罰則（第44条）
- ② 東京都動物の愛護及び管理に関する条例（昭和54年10月27日条例81号）
  - ・動物の飼い主の責務（第5条及び第6条）
  - ・動物飼養の遵守事項（第7条）
  - ・猫の所有者の遵守事項（第8条）
  - ・犬又は猫の引取り（第21条）
- ③ 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年5月28日環境省告示第37号）
  - ・終生飼育・飼養など（第1一般原則）

・生活環境の保全、適正な飼養数、繁殖制限（第3 共通基準）

・ねこの飼養及び保管に関する基準（第5）

④ その他地域や飼い主の住居で定められた規則など

(2) 完全屋内飼育

① 飼い猫は、環境を整えれば屋内だけで充分飼育ができます。【猫の本能・習性】の(7)でも触れたように、猫は急な環境の変化を嫌うのであつて、小さい頃から屋内で生活していれば室内でストレスを感じることはありません。

※ 人から譲り受けた猫、飼い主のいない猫を飼い猫にする場合は、屋内飼育が難しい場合があります。しかし、飼い主として家族を守り、地域からも愛される猫であるよう、屋内飼育に向けて努力を続けましょう。

② 交通事故や失踪、感染症から猫を守るために、また近隣に住む猫が苦手な方への配慮としても屋内飼育を実践しましょう。

(3) 繁殖制限

飼い主が繁殖を望む場合を除き、不妊去勢手術をしましょう。予期せぬ猫の繁殖を防ぐことができます。

(4) 身元表示

首輪や名札などに必ず飼い主の身元を表示し、迷い猫をなくしましょう。身元表示に関する注意点は、猫の名前ではなく飼い主の名前と連絡先を明記することです。

(5) 終生飼育（捨てない）

① 猫を飼うことは、家族が増えることと同じです。家族の面倒を最期までみるのは飼い主の当然の責任ではないでしょうか。※動物の愛護及び管理に関する法律第7条

(6) 災害発生時

立川市地域防災計画では、災害時における飼育動物は飼い主の責任の下に飼育・管理をすることがうたわれています。災害が起きたとき、家族である飼い猫と安全に避難できるように日頃から準備しておきましょう。

(7) その他

① 猫の習性、本能などを十分理解し、愛情を持って適切に飼育して下さい。

② 猫が苦手な方、猫アレルギーがある方など、地域には猫を快く思えない方がいることを理解しましょう。

③ 猫に関する苦情は近隣トラブルの原因となる場合があります。苦情に対しては自分の言い分ばかり主張せず、冷静に苦情者との折り合いがつく対処を考えましょう。

④ 猫が死亡した場合は、適切に扱ひましょう。市のごみ対策課では引取りを行っています。詳細については、ごみ対策課収集係（Tel531-5517）までお問い合わせ下さい。

・飼い猫・・・有料

・飼い主のいない猫・・・無料

## 2 地域猫活動をする際の心構え

(1) 活動主体

① 地域に住む人、ボランティア

・地域猫活動の実践者として、最も望ましいのが活動地域に住む人です。猫の問題を地域全体で話し合う場合、互いに知り合った間柄であれば話もスムーズに進むのではないのでしょうか。

※他の地域に住む人が実践者となることを否定するものではありません。

・地域猫活動に取り組む方は、できるだけグループなど集団で行ってください。

・集団の中では、役割分担をしてください。

→エサの係、糞やごみの始末の係、(不妊去勢手術のための)猫の捕獲係

② 自治会など地域

・地域猫活動の実践者が行う募金活動やバザーへの協力、エサ場の提供など、地域猫活動の支援。

・地域住民に対する地域猫活動の周知啓発。

③ 市

・『立川市地域猫活動団体補助金交付要綱』に基づき活動資金の助成、住民や関係者の理解を得るための連絡調整、ボランティアと連携したノウハウの提供、活動グループのネットワーク化、ガイドラインの普及、苦情対応、適正飼育の指導など。

## (2) 地域の合意

- ・【考え方】の(4)でも触れたように、地域猫活動に取り組まれる方は、必ず地域の合意の下に活動に取り組んでください。地域猫活動自体は飼い主のいない猫の問題解決に有効な活動ですが、一方的に行えば人間同士のトラブルの原因になりかねません。
- ・地域で話し合いを行う際は、地域猫活動を実際に行う人だけでなく、自治会、猫が苦手な方、猫の管理に反対の方も含めてください。

## (3) 対象となる猫の把握

- ・地域猫活動をする際は、地域で管理する猫(地域猫)の個体、数を把握しましょう。写真を撮るなどすると、把握しやすくなります。
- ・地域全体で猫の個体把握をすると、他の地域から入ってきた猫に早く気づけ、繁殖制限を受けていない猫への対処が早くなります。
- ・個体把握により、エサ代や不妊去勢手術費など、1年間あたりに必要な資金が計算しやすくなります。

## (4) エサやり

- ① エサは与える時間と場所を限定し、食べきれる分量だけを与えましょう。また、食べ残しはすぐに片付けてください。

- ・猫は1日1回のエサでも大丈夫な動物です。必要以上のエサや置きエサは、他の地域から猫が流入する原因となります。
- ・置きエサは周辺を汚し、地域の環境悪化につながります。
- ・水も一緒に与えてください。
- ・活動者以外にエサを与える人がいる場合は、『ここに来る猫には、〇〇(グループ名など)によって適切な量のエサが与えられています。猫の健康維持のため、また環境悪化を防ぐため無断でエサをあげたり、置きエサをしたりしないでください。』などと掲示をしましょう。

- ② エサを与える場所は、猫の数や習性に応じて分散させてください。

- ・1ヶ所に多くの猫が集まってしまうと、猫が苦手な方にとってそこは近寄れない場所となってしまいます。その地域に住む人の状況、集まってくる猫の特徴をつかみ、必要に応じてエサ場を複数設定しましょう。

## (5) 猫用トイレの設置、清掃

- ① エサ場周辺で、地域の理解が得られ、人目を避けられるような場所にトイレを設置し、猫がそこで排泄をするようしむけましょう。

- ・トイレの大きさにもよりますが、「猫の数+1」ヶ所のトイレが必要といわれています。
- ・砂や土を使用する場合は、少し盛り上げるようにします。
- ・猫が好むトイレの材質(土、砂など)は、猫によって異なります。糞を排泄されている場所の材質を把握し、猫用トイレに活用しましょう。

- ② 地域の環境美化のため、エサの食べ残しや糞は速やかに始末するよう心がけてください。

- ・糞については、猫用トイレ以外に排泄されたものも、エサやりの結果として始末を心がけましょう。
- ・他人の土地に排泄された糞についても、活動者に連絡があった場合は、快く始末しましょう。これにより、周辺住民との良好な関係を築けるよう努めましょう。
- ・猫はきれい好きな生き物です。トイレは常に清潔を保つことを心がけましょう。
- ・繰り返しになりますが、置きエサは流入猫、地域の環境悪化につながるため絶対にやめましょう。

## (6) 繁殖制限

必ず、不妊去勢手術を行ってください。地域猫活動に不可欠のルールです。

- ・地域猫活動は飼い主のいない猫を将来的にゼロにする活動です。繁殖制限により飼い主のいない猫が増えることを防ぎましょう。
- ・繁殖制限により、発情期のケンカや鳴き声がなくなります。また、尿の臭いが薄くなります。

## (7) その他

- ① 活動する際は、地域に対する窓口となる人(代表者など)を決め、地域住民が活動者に連絡を取れるようにしてください。

- ② 活動地域における捨て猫を防止するため、地域住民でパトロールを行いましょう。

- ・パトロールは時間と曜日を変えながら、変則的に行いましょう。
- ・パトロールができない場合でも、地域全体で捨て猫を許さない環境をつくるよう心がけま

よう。

- ③ 庭や近所の立ち木などが傷つけられてしまう場合は、被害を防ぐためにジュウタンを裏返しにしたものや爪とぎ板になるものを用意してください。  
・被害を受ける場所や猫が集まる場所など、猫に合わせて置く場所を選びましょう。
- ④ 地域への影響を考え、必要に応じて地域猫の健康管理や病気の予防などを行ってください。また、猫が死亡した場合は、適切に取り扱いましょう。
- ⑤ 可能な限り、地域猫が最終的には飼い猫になるよう、引き取り手探しに努めてください。
- ⑥ 猫が侵入しては困る場所については、猫の侵入防止などの対策を講じてください(超音波機器、忌避剤の使用など)。

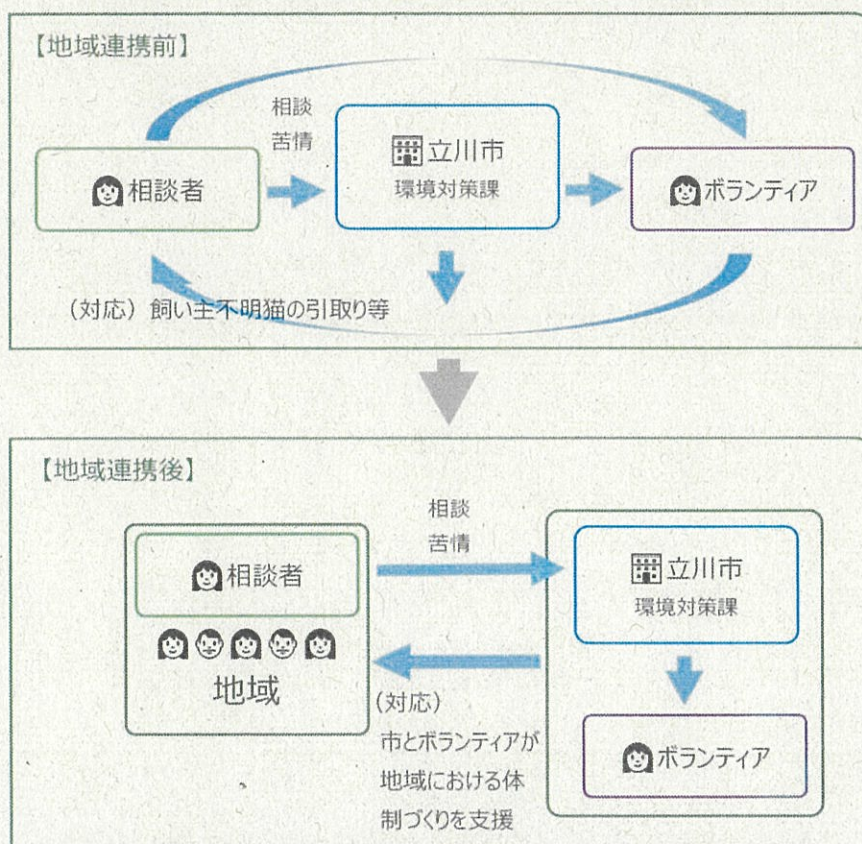
## (2) 市による地域猫活動団体への支援

地域猫活動団体は、市内在住の2人以上の成人によって構成されていれば登録が可能だが、活動に着手する前に地域の合意を得ることが要件とされている。様々な考えを持つ住民に理解してもらうのは団体にとって負担が大きいが、団体が地域の自治会に説明する場には市も同席し、住民からの質問に答えるなどして団体を支えている。

また、猫を捕獲するには一定の技術や経験が必要であるが、市では初めて地域猫活動に取り組む団体に対し、猫の捕獲方法を指導するボランティアを紹介しており、両者の顔合わせの際は、やはり市も同席している。

このように市が積極的に地域猫活動団体を支援している背景には、ボランティアや市だけでは飼い主不明猫の問題は解決できないという考えがある。従来、猫による環境被害を受けていた人は市やボランティアに相談し、相談を受けたボランティア等が猫の捕獲等に当たっていたが、それでは対応できる数に限界がある。そこで市は、環境被害が発生した地域が中心となって問題に対応できる体制をつくれるようボランティアとともに後押しするという方向に転換した。

図表 19 立川市における市・ボランティア・地域の関係



立川市環境下水道部環境対策課では、地域で発生した問題は地域で解決できるよう、市とボランティアが地域における体制づくりを支援している

出典：「ペット問題の解決がもたらす住民の生活環境向上に関する調査研究報告書」  
(2020年3月、公益財団法人 東京市町村自治調査会)

### (3) 各団体の連携体制構築

地域猫活動で成果を上げるには、状況が改善されるまで継続して取り組むことが重要であるが、立川市では団体が活動を続ける中で生じた問題に円滑に対応できるよう、各団体が情報を交換する場として「地域猫登録団体連絡会」を設けている。連絡会は2か月に1回のペースで開催しており、連絡会と同時に譲渡相談会も行う。

さらに地域猫活動に対する市民の理解を深めたり、地域猫活動を市内全域に広げることを目的に、地域猫セミナーも開催しており、連絡会の事務局を務める市は、こうしたイベントの運営も支援する。

### 3 神戸市人と猫との共生に関する条例（神戸市）

資料：「神戸市 HP」

神戸市では、人と猫が共生できるまちづくりの観点から、野良猫の繁殖制限や譲渡の推進に関する施策などを定めた「神戸市人と猫との共生に関する条例」が、2017年4月に施行された。

これにより、猫の飼い主の責務が明確化されるとともに、猫の販売・譲渡を行う動物取扱業者の役割、市民・事業者が周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないように猫を適正に取扱うことなどが規定された。

また、人と猫が共生する社会の実現を図るための推進主体として「神戸市人と猫との共生推進協議会」が野良猫の繁殖制限などの具体的な事業を市と連携して行っていくことについて定められた。

#### (1) 神戸市人と猫との共生に関するガイドライン

2019年3月、「神戸市人と猫との共生推進協議会」が、人と猫が共生する社会を実現するために、猫に関わる全ての人たちを対象とした、それぞれの立場の人たちが何をすべきかをまとめたガイドラインを策定した。概要は以下の通り。

##### ア 神戸市の責務

- ① 猫の適正な取扱いについて広く普及啓発する
- ② 地域猫活動への支援・普及啓発をする
- ③ 野良猫の繁殖制限に関する事業への支援・普及啓発をする
- ④ 猫の譲渡の推進に関する事業などを実施・普及啓発する

##### イ 猫の飼い主の責務

- ① 人に迷惑を及ぼさないよう、適正な飼養に努める
- ② さいごまで責任をもって飼い続ける
- ③ マイクロチップ、迷子札など身元が分かるものをつける
- ④ 家の中で飼う

##### ウ 動物取扱業者の役割

猫の販売、譲渡を行う際には、適正な飼い方を飼い主に説明し、理解を得るよう努める（例：食事面や病気面、飼育環境のこと、飼い主の責務、マナー、関係法令のことなど）

##### エ 市民・事業者の役割

- ① 条例の趣旨を理解し、施策・事業・活動に協力する
- ② 周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことのないよう、猫（野良猫を含む）の適正な取扱いに努める



神戸市 人と猫との共生に関するガイドライン (概要版)

神戸市人と猫との共生推進協議会が、人と猫が共生できるまちづくりを実現するためにガイドラインを策定しました。ガイドラインでは、市民の皆さんがそれぞれの立場で心がけていただきたいことをまとめています。

飼い猫

飼い猫は、周囲に迷惑をかけないように、飼い主の責任で適正に飼いましょう。

室内飼育	不妊去勢手術	健康管理
猫は必ず室内で飼いましょう。屋外に出すと事故や病気のリスクがあるだけでなく、周囲に迷惑をかけてしまうこともあります。	猫には必ず不妊去勢手術を受けさせましょう。自由に交尾できる状況ではあつという間に数が増えてしまいます。	毎日の世話を通して、猫に異常がないかチェックしましょう。かかりつけの動物病院をもつことも大切です。

飼い主には最期まで飼う責任があります。また、動物の遺棄や虐待は犯罪です！

野良猫

野良猫は、周囲に迷惑をかけないように、適正に管理し、不妊去勢手術及び譲渡により、数を減らしていきましょう。

野良猫はどこから？

「飼い猫」が捨てられたり、外飼いされている間に繁殖したりして、増えたものです。今いる野良猫はどうするの？

今いる野良猫については、周囲に迷惑をかけないように、地域ぐるみで適正に管理します。可能であれば、新しい飼い主を探して「飼い猫」にしていくことも重要です。

野良猫を減らすのは？

人の手で増やしてしまった野良猫は、人が責任をもって減らしていかなければなりません。数を減らしていくためには、不妊去勢手術により、これ以上子猫を増やさないと必要です。

野良猫を適正管理するためのルール

不妊去勢手術	給餌・給水 ふん尿の管理	周辺住民とのコミュニケーション
これ以上増えないように世話をします。野良猫には不妊去勢手術を受けさせましょう。耳のV字カットは不妊去勢手術を受けた証です。	エサをやる場所は自身が管理する場所で行いましょう。それ以外の場所ではその場所の管理者等に了承を得ましょう。置きエサせずに食べ終わったらすぐに片付けましょう。猫がふん尿をする場所を把握し定期的に清掃しましょう。	猫アレルギーの人、猫が苦手な人にも配慮し、「野良猫の適正管理のための活動」であることについて、丁寧に十分な説明を行いましょう。

公共的な場所での管理

野良猫の世話は、自身の管理する場所で行うことが望ましいです。

- ・公共の場所をはじめとする、不特定多数の人が利用するような場所で野良猫の世話をしようとする場所は、特に配慮が必要です。
  - ・責任者を明らかにし、野良猫の世話を責任を持って行うことについて、近隣に説明をし、周囲の理解を得て、活動することが望まれます。
- どのように周囲への理解を得ればいいのか分からない場合は、各衛生監視事務所に相談してください。

**野良猫に困っている時は**

野良猫は、居心地の悪い場所だと認識すれば寄り付かなくなります。色々な忌避対策を試みてみましょう。

「地域猫活動について知りたい」「野良猫のことで困っている」などの場合は、神戸市の衛生監視事務所に相談ください。

- ・東灘区・灘区・中央区・北区：東部衛星監視事務所（中央区役所内）
- ・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・西区・西部衛星監視事務（長田区役所内）

お電話での相談は、神戸市生活衛生ダイヤルへお問い合わせください。

神戸市生活衛生ダイヤル（月～金曜日 8時45分～17時30分 祝日を除く）

TEL：078/-771-7497 FAX:050-3156-290

**地域猫活動**

**地域猫活動とは**

「地域猫活動」は地域でルールを決めて野良猫を管理することで、野良猫の迷惑と数を減らし、地域の猫によるトラブルを減らしていく取り組みです。これ以上猫が増えないように、不妊去勢手術を行うとともに、猫に餌をやるときは、周りに迷惑をかけないように「地域の理解のもと」、地域住民で「ルールを決めて」猫の世話を適正に行います。地域全体で猫を見守っていく意識を持つことが大切です。

**地域猫活動の意義**

「地域猫活動」は、地域ぐるみで行う活動という特徴から、単に猫問題の解決にとどまらず、地域のコミュニケーションが活発になるという効果が期待できます。

**関係者の責務・役割**

猫にかかわる全ての方は、それぞれの立場で、人と猫との共生をめざして責務・役割を果たしましょう。

<b>獣医師会</b> ・猫の不妊去勢手術の実施 ・離乳前の猫の世話（ミルクボランティア）や健康管理を通じた譲渡推進 など	<b>神戸市人と猫との共生推進協議会</b> 神戸市などと連携して以下の事業を行っています ①野良猫の繁殖制限 ②猫の譲渡の推進	<b>矯正推進活動団体（NPO等）</b> ・野良猫の繁殖制限対策への協力 ・自主的な譲渡会の実施など
<b>市民・事業者</b> ・周りに迷惑をかけないよう、猫を飼う・管理する ・猫問題に地域ぐるみで取り組む ・動物愛護のための寄付（ふるさと納税など）を行うなど	<b>神戸市</b> ・ガイドラインなどを通じて、猫の正しい取扱いについて普及啓発を行う ・地域猫活動の推進 ・保護された猫の飼養管理や譲渡 など	<b>動物取扱業者</b> ・飼い主へ、正しい猫の飼い方の説明 ・保護猫カフェでの譲渡会など

人と猫が共生する社会の実現には、猫が好きな人も、嫌いな人もすべての人々が仲良く、気持ちよく暮らしていくことが何より重要です。